

◎議 事 日 程（第2号）

平成28年12月6日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷲野聰明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永貴章君	副 市 長	鈴木睦君
教 育 長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	村津友章君
総務部長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君	財政課長	伊藤長利君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤敏彦	議事課長	加納敏夫
書 記	服部芳樹	書 記	服部陽介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の6番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○6番（高松幸雄君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして愛西市公立福祉施設における今後の管理運営についてと、納税困窮者の負担軽減について質問をいたします。

それでは、まず1つ目、愛西市公立福祉施設における今後の管理運営について、愛西市公立福祉施設における今後の管理運営についてです。

平成27年度国勢調査の結果がこの10月に総務省から公表されたところでありますが、平成27年10月1日現在における我が国の人口は1億2,709万5,000人でした。前回調査の平成22年から96万3,000人の減、率にして0.8%の減少となり、大正9年の調査開始以来、初めての減少を記録したとのことでした。

愛西市においても、平成27年度国勢調査人口は6万3,088人と、前回調査より1,890人減り、前回の調査結果と比較して2.9%減少し、本格的な人口減少社会に突入したことを実感するとともに、新たな課題に対応できる地域社会を築いていくことが必要ではないか、改めて考えさせられました。

こうした状況のもと、愛西市においては昨年度から今年度にかけて愛西市まち・ひと・しごと創生総合計画、愛西市行政改革第4次推進計画、愛西市公共施設等総合管理計画を通じ、各分野の行政課題を見きわめながら施策の方向性を示してきたところであり、今後その方針に基づき個別取り組み事項を進めていると認識しております。

その中で公共施設の今後の管理運営については、人口の減少と少子・高齢化等により施設の利用需要が変化していくこと、町村合併により重複する施設があること、施設の老朽化対策等の課題があることなど、地域の実情を踏まえつつ取り組みを検討していく必要があります。

市が設置する施設で福祉分野の施設としては、4つの公立保育所や各地区の障害者就労支援

施設、佐屋、佐織地区の老人デイサービスセンター等があります。この福祉施設は市として定期的な施策展開を図るため、市みずからが設置してきた経緯があると思いますが、設置から十数年を経過することで社会情勢の変化や制度改正、民間事業者の参入に急速に進んだ分野があることなど、市が担う役割も大きく変化しているのではないのでしょうか。

9月定例会で、近藤議員から公立保育所運営に関する一般質問がありました。その要旨として、人口減少と少子化等により公立保育所の4園全てにおいて定員割れが続いていることや、公立私立を問わず保育士の確保が困難な状況にあること、ことしの6月には市内の私立1園が閉園に至ったことなど、子育て環境が大きく変わってきていることから、保育サービスにおける公共と民間の競合の解消やサービスの質の維持向上のため、地域の実情や将来を見据えた取り組みを今しっかりと進めなければならないということでした。

これに対して、本年度、公立保育所運営のあり方を検討し、方針策定を進めていくとの答弁でありましたが、その取り組みの状況に関し、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、方針の策定に当たり専門家や関係者の意見を聞くため、愛西市保育所等基本方針検討委員会を設置されているとのことですが、検討委員会の委員構成について御説明ください。

2点目、検討委員会の実施状況と検討委員会における審議事項、委員会から出された主な意見について御説明ください。

次に、保育所以外の福祉施設における今後の取り組みの方向性についてです。

公共施設全般における基本的な考えとして総務省が示した公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針には、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢くつくることへの重点化が課題であるとされています。

福祉施設において、日々の生活の一部として施設サービスを受けられる利用者があり、この視点を大切にしていくなかで、公共施設が実施しているサービスを民間主導、民間参入が進んでいる分野も多くあります。

現在、愛西市においては民間事業者が市の福祉施設を管理運営する指定管理者制度が導入されている施設があります。そのほか、時代に合った公共の役割と民間が提供できるサービスの適切な役割分担や、さらなる民間活用を図るための手法として建物を民間事業者に貸与または譲渡し、民間事業者が施設の設置者となり、管理運営を行う民間移管方式があります。

そこで、民間移管方式により福祉施設を民営化するためには一般的にどのような手続が必要となりますか。また、どのような条件が必要になりますか、お尋ねいたします。

続きまして、2つ目、納税困窮者の負担軽減についてです。

市税及び国民健康保険税の負担は市民の義務ですが、経済状況の低迷や納税者の消費活動に占める納税意識の低下に伴い、毎年税の滞納がふえる傾向にあります。納期限までに税金を納めないことを滞納と呼びます。この場合には、納期限内に納めた人の公平性を保つため、本来の税額にプラスして年額14.6%延滞金が発生しました。その後、平成25年度税制改正で地方税の延滞金は9.3%に引き下げられました。税は行政サービスを行うための最も重要な財源であり

ます。税の適正な収税を行い、税の負担の公平性を確保するため、滞納者に対し厳正な滞納整理を実施することが求められています。従来市の単独での回収には専任の職員を置かず、人事異動により徴税ノウハウが引き継がれない、地域的しがらみにより滞納処分が困難、悪質な場合は行政対象暴力が絡み、経験者のアドバイスが求められるなど、困難な点がありました。

そこで、愛知県と西尾張地方9市町村が協働して市税等の滞納整理を行う専門組織として督促など市からの催告に応じない人、納税の相談をしても約束を守らない人など悪質な滞納者を市から移管し、財産を調査して差し押さえや競売の処分を行う愛知県西尾張地方税滞納整理機構が平成23年4月よりスタートし、西尾張県税事務所内に設置されました。

そこで、徴収事務を市から機構に移管される人はどのような人が対象になるのかをお尋ねいたします。また、機構の業務内容と差し押さえの対象になる財産について御説明ください。

27年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正により、猶予制度の見直しが行われました。猶予制度には、災害、病気、事業の休廃止等により一時的な納付ができないときに納付期限を延長し、分割納付を認める徴収猶予と滞納処分として差し押さえしている財産の換価、すなわち売却を一定の要件に該当した場合に猶予し、分割納付を認める換価の猶予があります。そこで、換価の猶予の受付方法と申請期限についてお尋ねをいたします。

以上で私の一括質問を終わります。それぞれ御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、大項目1. 愛西市公立福祉施設における今後の管理運営について、小項目1. 愛西市保育所等基本方針検討委員会における検討状況について、2点御質問をいただきました。順次答弁をさせていただきます。

1点目の検討委員会の委員構成の御質問でございますが、愛西市保育所等基本方針検討委員会の委員は、学識経験者、教育関係者、保育園代表者、幼稚園代表者、児童館子育て支援センター代表者、公募の委員各1名の6名で構成されております。

2点目の御質問でございますが、検討委員会の実施状況、審議事項と委員から出された主な意見はという御質問でございます。

審議事項でございますが、第1回目で公立保育所の運営等に関する方針を策定する背景、策定のスケジュール、方針の骨子について審議をし、第2回目では市の保育所を取り巻く現状、統合民営化を進める必要性、統合民営化の具現化に向けての基本的な方針をまとめた素案の審議を行いました。

委員から出されました主な意見といたしましては、公立保育所を縮小する場合はリスクの高い障害児、病児・病後児を対象に特化した園を考慮していただくとよい。民間保育所にはそれぞれ固有の魅力があるため、市外からの入所希望がある。存続する公立保育所は民間保育所に保護者のニーズを指示するなど指導的立場を担ってほしい。民営化の手法の一つである指定管理は、施設の維持補修を市が行うことを考えるとメリットが少ないように思う。民間保育所の年末年始の開園状況が公立と異なる場合があるので、民営化する保育園には公立の開園日に準じるよう募集要項に設定していただきたいというような御意見がありました。以上でございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から保育所以外の福祉施設に係る民間移管方式で民営化するための手続と条件についての御質問にお答えをいたします。

まず、手続といたしましては、市が設置している福祉施設は地方自治法の規定により設置及び管理に関する事項を施設ごとに条例で定めておりますので、当該条例を廃止する手続として議会の御承認が必要となります。

次に、事業を継続するため移管先に土地、建物等を譲渡、または貸し付けをすることが必要となりますので、愛西市財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例に照らし合わせまして、財産の処分方法について決定をすることとなります。

なお、こうした法令上の手続のほか、議員御指摘のとおり設置の利用者がお見えになりますので、移管することが決まれば十分な準備期間を設け、関係者に対し説明をしていくことが重要であると考えております。

また、条件といたしましては、これにつきましてはさまざまあると思いますが、移管後において施設運営と事業が安定して継続していくことが求められますので、利用料金により独立採算的に事業を実施できる施設であることが条件となると考えます。以上です。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうからは西尾張の地方税の滞納整理機構についての御答弁をさせていただきます。

最初に、機構の対象となる人ということですが、機構の対象となる人は原則として市県民税を初めとした市税等の滞納額が30万円以上で、徴収困難であり、納税資力があると認められる場合としております。

続きまして、機構の業務内容でございますが、機構の業務内容は県職員と市から派遣される職員で、協働して滞納整理業務を進め、早期に完納するよう滞納者に納税折衝し、財産調査、差し押さえなどの滞納処分を行います。

続きまして、納税者の保護について御答弁させていただきます。換価猶予の手続方法でございますが、平成28年4月から施行しております申請による換価の猶予の申請方法につきましては、申請書、財産状況、収入、支出状況を明らかにする書類のほか、担保提供に関する書類を提出していただきます。また、職権による換価の猶予については、申請書は不要ですが、財産状況などの関係書類は同様に提出が必要でございます。

次に、換価猶予の申請期限の関係でございますが、換価猶予の申請期限は納期限後6カ月以内でございます。以上です。

○6番（高松幸雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

指定管理制度から民間移管という形で、これからはやはり市としては身軽になっていくことが大事、民間との協働、市民との協働という意味合いでは一つ一つ改革していくことが必要でないかというふうに考えております。基本的な考えとして、民間にできることは民間に任せ、

行政は本当に行政が行う必要がある業務を行っていくことが重要であり、また福祉施設と福祉サービスは大変多くの種類がありますので、民間企業が自由に参入し、供給体制が十分に確保されている分野においては民間移管方式による民営化のほか、事業継続の必要性と施設機能の見直しを含めて慎重に御検討いただきたいと思っております。

今後、正式に方針が決定し、実際に取り組みを進めていく際には法令上必要な手続を組むことは当然のことではありますが、あわせて施設の利用者や関係者に対し十分な周知期間を設けた上で、丁寧にわかりやすく御説明をいただきたくお願い申し上げます。

では、次に愛知県西尾張地方税滞納整理機構についての方針は、税金を払えるのに払わないという滞納者については必要な措置かもしれませんが、収入減や生活苦で払いたくても払えないという事情のある納税者には不適切です。そこで、平成27年度と28年度で機構へ移管された件数と、どこの段階で機構へ移管されるのかをお尋ねいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

失礼いたします。

先ほどの御質問の中で一部答弁漏れがございましたので、最初にその答弁をさせていただきます。

差し押さえの対象財産の関係でございますが、差し押さえの対象財産は預貯金、生命保険、給与、不動産などがございます。どうも失礼いたしました。

続きまして、機構へ移管された件数でございますが、平成27年度は87件でございます。なお、平成28年度は99件、これは10月の時点でございます。

続きまして、どの段階で愛知県の西尾張地方税の滞納整理機構に移管されるかという御質問でございますが、滞納者には納期限後に督促状や年2回の催告書の送付、徴収嘱託による臨戸訪問などを行っております。滞納整理機構に引き継ぐに当たり、事前に収納課から滞納者へ引き継ぎ予告通知書兼納付催促書も送付しております。その後、期限までに納税や連絡のない場合は機構へ引き継ぎを行っております。以上です。

#### ○6番（高松幸雄君）

27年度と28年度で87件と99件ということで、28年度はまだ終わってないのにふえている状況でございます。ということで、西尾張地方税滞納整理機構にはできるだけ行かない方法を考えていかなければならないと思っております。それは私も市民の方から相談を受けましたけれども、やはり本人は先ほども言いましたけれども、悪気はないということです。言いわけにはなりませんけれども、女性の方で封書で送られてきて、そのまま置いたままになっていたというふうには聞いております。しかし、やはり税金でございますので、公平性を保つため、私からもそれは本人の不注意だということを申し上げましたけれども、やはり滞納機構まで行ってしまうと、なかなか本人としても差し押さえとかいうふうになった時点で初めてはっとするというところでございますので、できるだけ機構に行く前の段階で何とかできないかなというふうに思います。

続きまして、西尾張地方税滞納機構では平成27年度の実績としましては5億3,600万円の滞納金額の引き継ぎを受けて、約2億7,500万円を徴収したということでございました。徴収率

は51.9%となりました。愛西市における徴収実績と徴収率をお尋ねいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

27年度の徴収実績でございますが、3,985万9,193円、徴収率のほうは65.54%でございます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

西尾張地方税滞納整理機構の中でも65.54%ということで、徴収率はいいと思いますので、ただ先ほども申し上げましたけれども、そこに行く前に何とかならないかなという点でございます。

それで、あと長引く不況の中で懸命に努力して毎月分納を申し出ても、そんな金額を1年で完納できないから認められない、まとまった納税がなければ差し押さえるとおどされる事例がふえています。収納課に対して何か苦情の電話があったら教えてください。

**○総務部長（佐藤信男君）**

滞納者の方から滞納処分など機構の対応は厳しいと、こういった御意見をいただくこともございますが、機構と市役所との対応には特に大きな違いはございません。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

私も先日収納課の担当の方とお話をしてまいりました。やはり機構と収納課との話すことは一緒であるということ、とにかく滞納者の方が相談に来てもらえれば相談に乗るという話をされていました。ぜひとも、そういったことで滞納されている方は早く収納課のほうに相談しに来ていただくことを望む次第でございます。

それで、次に参ります。納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する点から何点かお伺いをさせていただきたいと思っております。

法に定められた換価の猶予による分割納付と、それに伴う滞納金の減免がありますが、一方現状では納税相談に基づく法に定めのない分割納付、いわゆる事実上の分納が行われています。その理由とその場合の延滞金について、どのように扱われているのかをお尋ねいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

法に定められました換価の猶予につきましては、猶予期間中の延滞金が軽減されます。本来納期限を過ぎている場合は、直ちに全額を納税していただかなければなりません。法に定めがない分割納付につきましては、納税者の事情を考慮して特別に認めるもので、期限内の納税者との公平性の観点からも正当な理由もなく延滞金を減免することはできません。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

大体延滞金について換価の猶予をした場合ですけれども、1年以内に支払わなければいけないということをこの間お伺いいたしました。ということで、やはり金額が大きくなると1年以内には不可能な金額になってまいりますので、分割という方法をとるということを言っておりましたけれども、滞納金のほうがやはり大きいので、できるだけ換価の猶予を使えるように説明をしていただけるとありがたい。それにはまず滞納された方が早く相談していただくという

ことが重要になってくると思います。

それでは、換価の猶予の申請があった場合はどういうふうに対応するのか、またこれまでの事実上の分納はどうなるのか、さらに市民への周知はどのようにしていくのかをお尋ねいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

それでは、納税猶予申請があった場合にどういう対応をしているかという御質問でございますが、納税相談を行う際に要件に該当すると思われる場合には制度内容や申請方法を案内しております。申請された場合は、申請書及び関係書類の内容を確認し、猶予の許可、不許可、また猶予を許可する場合は金額、期間などを納税者に通知することとなります。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

申請による換価の猶予については、平成28年4月1日以降に納期限が来るものが対象となるわけでありますが、法改正の趣旨から既に滞納している部分についても滞納者のさまざまな事情を考慮して、職権による換価の猶予を積極的に適用すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

申請者による換価猶予制度につきましては、納税に誠実であること、また納期限から6カ月以内に申請、それからそれ以外に滞納がないことが条件でございます。職権による換価の猶予につきましては、納税に誠実であること、それから滞納処分により財産を換価すると事業継続や生活維持の困難にするおそれがあること、また徴収上有利である場合に認められるものであり、どちらも原則1年の範囲内の分納で完遂する条件となっております。条件事項を考えますと大変厳しいかと思われませんが、要件を満たす方については適宜対応していきたいというように考えております。また、こういった猶予制度につきましては、ホームページで掲載したり、窓口リーフレットを設置し、周知徹底に取り組んでおります。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

まだ、申請による換価の猶予については28年4月1日に成立したばかりのものでございます。まだまだこれからだとは思いますが、先日もパンフレットを収納課の担当の方から見せていただきました。そういったことをもっともっと市民の方に知っていただいて、できるだけ滞納が少なくなるように努めていただければいいなというふうに思います。

滞納者へは督促状や催告書などに納税がおくれると、滞納税が9.3%も本来の税額にプラスして発生するということや、督促など市からの催告に応じない人は財産を調査して差し押さえや競売の処分を行う西尾張地方税滞納機構への移管されることをもっと市民の方に知ってもらうということが重要ではないかというふうに思います。

また、本当に困っている人には換価の猶予申請期限内に納付相談をしてもらえるまで粘り強く説得をしてもらえることを強く要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（大島一郎君）**

6 番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分とします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（大島一郎君）**

じゃあ、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

次に、質問順位 2 番の 9 番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤敏彦議員。

**○9 番（加藤敏彦君）**

それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきます。

きょうは 3 項目について質問いたします。

1 項目めは、佐織地区の確定申告の会場についてであります。2 項目めは、永和出張所の存続についてであります。3 項目めは、永和地区の防災対策についてであります。市当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

1 項目めの佐織地区の確定申告会場についてですけれども、日本共産党市議団は10月に市内 5 カ所で議会報告の集いを開催いたしました。延べ100人を超える参加者がありました。この中で、参加者から佐織支所についての質問が出ました。支所になっても確定申告がこれまでどおりやれるのか、とても市役所までは行けないという声です。佐織支所は12月 5 日より新しい支所で業務を開始しております。それに伴って佐織庁舎の解体工事が始まります。佐織庁舎ではこれまで佐織地区の確定申告会場について、2 階の大会議室で行ってまいりました。来年の申告会場がどこになるか、9 月の議会でもまだ具体的な答弁はありませんでした。確定申告の会場がどこになるのか、お尋ねをいたします。

2 項目めの永和出張所の存続についてであります。まずお尋ねをするのは永和出張所について廃止する方針が出されておりますが、その考えは変わらないのか、お尋ねをいたします。

3 項目めの永和地区の防災対策についてですが、永和荘跡地に愛知県の防災拠点を整備することがことし 2 月に発表されました。この防災拠点の整備について現状はどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。答弁よろしくをお願いいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

まず、佐織地区の関係の確定申告の関係で御答弁をさせていただきます。

本年度から分庁方式から統合庁舎による業務を開始しました。そして、本年度の確定申告会場においては昨年度同様 4 会場で実施することとしております。具体的に佐織庁舎においてでございますが、昨年まで 2 階の大会議室を使ってまいりましたが、そちらのほうを解体するというので、場所は若干いざりますが、昨年同様 2 階の第 1 会議室のほうに移して実施することとしております。

続きまして、永和出張所の存続の関係でございますが、永和出張所の廃止につきましては平成27年 9 月議会で可決された愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正において、平成30

年4月1日に廃止することを規定しております。私のほうは以上です。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

私のほうからは、旧永和荘跡地の防災拠点について県の整備状況の現状はというお尋ねでございます。

整備予定地に旧永和荘跡地を選定しました後、基本計画の策定に向けて市と県と連絡を密にとりながら進めているところでございます。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

まず、佐織支所についてお尋ねをしていきますが、佐織支所の2階第1会議室ですが、これまでの佐織庁舎の大会議室よりは狭いのではないのでしょうか。同じ職員体制でやれるのか、また階段を上れない方の対応をどうするのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

会場は昨年も2階のほうで実施しておりました大会議室と比べますと若干狭くなる関係上、職員の人員配置についての減は否定できません。できる限りスピーディーに対応できるよう工夫していきたいというように考えております。

また、足等が不自由な方で2階へ上がれない方への対応でございますが、今までどおり1階で対応できるように考えております。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

次に、これまで佐織庁舎で行っていた業務や行事はどうなるのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

大会議室を佐織地区の行事や会議で納涼祭りの踊りの練習会で使用しておりました。会議の規模により佐織庁舎で行えないものや踊りの練習会等は、ほかの施設で開催を考えております。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

ほかの会場というのは近くにある佐織公民館等というふうに判断すればよろしいと思いますが、間違っていたら訂正をお願いいたします。

それから、次に11月29日の議会の全員協議会の場で、佐織庁舎に津島警察署の仮庁舎の設置を検討しているとの報告がありました。佐織庁舎につきましては、9月議会の答弁で佐織公民館の駐車場としても利用するため、庁舎解体の後は駐車場として整備するという答弁がありました。津島警察署の仮庁舎を設置するような条件はないと考えますが、市の考えはどうでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

まず最初に9月議会における答弁の関係でございますが、佐織庁舎の跡地利用について現時点においてどのような土地利用をするかということは決定しておらず、駐車場として利用できる間は駐車場として利用していきたい考えであると、こういうように私のほうからは答弁をさせていただきます。

それで、確定申告期間中の佐織庁舎の駐車場についてですが、昨年度までも佐織公民館の駐車場としての利用もあり、確定申告時においても対応してきております。今年度、支所整備の関係上、駐車スペースが少なくなりますが対応はできるものと、こんなようなふうに考えております。

また、津島警察署の関係でございますが、今後警察のほうとは十分協議を重ねていくことと考えております。以上です。

#### ○9番（加藤敏彦君）

佐織分庁舎が佐織支所として整備され、今月から新しい支所でのサービスが始まっております。そういう点で住民第一で考えますと、佐織支所の住民サービス、また近隣の佐織公民館や佐織保育園の利用者の駐車場として佐織庁舎は利用されておりますが、そういう状況の中で津島警察署の仮庁舎を持ってくるとなると、大きな変更、大きな影響が出ると思いますので、住民サービス第一の立場でこの件については検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、永和出張所の存続ということでお尋ねをいたします。市としては平成30年4月1日に廃止するという方針のもとで進められておりますが、現在の永和出張所の利用状況はどうかについてお尋ねをいたします。そして、あわせて各支所や新しい市役所の利用状況についてもお尋ねをしたいと思っておりますので、お願いをいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから利用状況と順にお答えさせていただきます。

市税等の収納、住民票の交付、印鑑証明の交付などの受け付け件数は出張所及び支所により事務内容は異なっておることを最初に申し上げさせていただきまして、平成27年度で永和出張所が1万155件、立田支所が1万8,419件、八開支所が1万4,327件、佐織支所が3万1,624件、同じく平成28年度、こちらのほうは10月まででございますが、永和出張所のほうが6,317件、立田支所のほうが8,982件、八開支所のほうが9,478件、佐織支所のほうが3万7,449件です。

それに対し、本庁での各課の受け付け件数等でございますが、税務課のほうで平成27年度の諸証明の件数が1万2,400件と、28年の10月までの同じく諸証明の件数が8,710件でございます。また、市民課のほうでございますが、平成27年度の窓口事務の主な取り扱い件数は6万9,723件、同じように28年度の10月までが3万6,622件でございます。こういった受け付け件数等につきましては、4月1日からの組織機構改革に伴い業務などが異なっていることも御案内させていただきます。以上です。

#### ○9番（加藤敏彦君）

永和出張所ということであれば、月に1,000件弱の取り扱いがあるという報告でありました。

それで、続いてお尋ねいたしますが、地方交付税の見直しと。毎年合併特例の見直しということで国からの交付税が削られるということで報告がありますが、それが当初は19億であったものが今は13億まで減ってきておりますが、これは地方交付税の見直しの結果だと思っておりますが、支所や出張所に対する交付税措置の増額がされたと聞いておりますが、愛西市の場合はどうで

しょうか。合併特例がなくなることによる地方交付税の減額額が少なくなっていると思います  
が、内容はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

まず、最初に1点目の地方交付税の関係でございますが、支所や出張所に対する交付税措置  
ですが、合併団体の支所が住民サービスの維持、向上、災害対応等に重要な役割を果たしてい  
ることに対し、平成26年度より一本算定に3年間かけて段階的に加算されております。ただし、  
支所、これは旧の町村の役場の関係でございますが、そちらが対象となっており、合併前の出  
張所については対象となっております。

なお、愛西市においては現在は合併算定がえでの交付となっておりますので、交付額の増額  
には直接影響はしておりません。

続きまして、合併特例がなくなることにより地方交付税の削減額という御質問ございま  
すが、さきの9月議会で説明をさせていただいたとおり、合併市町村の実情を鑑み、支所に要  
する経費や消防署の維持経費等、普通交付税の算定の見直しにより、交付税の一本算定が増加  
し、合併の特例である算定がえと一本算定との差が縮まったためと考えております。

なお、この影響額は毎年の算定により変動いたしますので、このまま毎年縮小していくとは  
考えておりません。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

今、部長の答弁の中に支所に要する経費や消防署の維持経費等、普通交付税の加算の話があ  
りましたが、金額的には幾らになっているのでしょうか。重ねてお尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

平成26年度より3年間、普通交付税のうち支出に要する経費の見直しが図られ、愛西市では  
26年度算定分2億4,758万2,000円、27年度算定分で4億9,680万5,000円、28年度算定分で7億  
8,649万2,000円が支所に要する経費として一本算定の基準財政需要額に加算をされております。  
以上です。

○9番（加藤敏彦君）

今、部長の答弁いただいたのは、支所分と消防署分が含まれた金額でよろしいでしょうか。  
間違っていたら訂正お願いいたします。

続いてお尋ねいたしますが、平成27年9月の永和出張所を廃止する議案では、住民サービス  
について代替案を検討、検証していくとの答弁でありましたが、永和出張所にかわるサービス  
として何を考えているのでしょうか。

○財政課長（伊藤長利君）

済みません。先ほど御質問で、先ほどの金額が支所と消防署と両方かという御質問ですけど、  
支所分だけでございます。消防署につきましては、27、28と約5,000万ずつぐらいい加算される  
と考えております。以上です。

○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、永和出張所の関係のサービスの関係について御答弁させていただきます。

永和出張所においては、主に税金等の納付のほか、住民票や税の証明関係などがありますが、コンビニでの納付や証明発行等もその一つというふうで検討しております。

○9番（加藤敏彦君）

コンビニでの窓口サービスを検討しておるということですが、コンビニの税証明につきましては、税の発行につきましては、総務協働委員会が11月7日、松本市に行政視察を行いました。松本市では、これまで利用していた自動交付機2台を廃止して、個人カードを使ったコンビニ交付に切りかえる事業を行っていました。今、映像が映っておりますが、これは松本市役所の1階に設置されている自動交付のコーナーであります。コンビニ交付の状況につきましては、この自動交付機の発行が年間2万件であるのに対して、ことし2月から9月までの松本市のコンビニ交付の利用件数が1,329件にとどまり、横ばいの状況でありました。また、コンビニ証明交付に必要な個人カードの発行も人口の6%でありました。永和出張所の関係でコンビニでの納付や証明発行を検討しているということですが、具体的にはどのように考えられているのでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

コンビニエンスストアでの納付につきましては、夜間や休日を問わず24時間全国で利用できるという、そういった有効な手段だというように考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

コンビニ納付について有効な手段だということで部長から答弁がありましたが、このコンビニでの窓口サービスを行う場合に費用としては幾らかかるのか、お尋ねをいたします。映像としては、松本市の視察のときの資料を映していただきたいと思います。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうからはコンビニ収納のほうの概算の関係で、概算で700万円ほどというように認識をしております。

○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからはコンビニでの証明発行についての費用積算をお答えします。

住民記録システムの改修費とか広域交付の証明発行サーバーの構築費などがありまして、設置時に5,000万円ほどかかりまして、その後の補修等の維持管理費が年に1,000万ほどかかるように聞いております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

費用としてコンビニの納付は700万円で済むけれども、証明発行になると最初に5,000万、そして毎年1,000万という多大な費用がかかるという答弁でありました。

松本市では、利用できるコンビニの数もお尋ねしましたが、松本市では市内で110店舗ということでありましたが、ただ合併した周辺部にはコンビニがなく、支所のほうが職員もいるので便利だということでありました。愛西市の場合、市内にコンビニは何カ所あるのでしょうか。4地区と、また永和地区での数を教えてください。

○総務部長（佐藤信男君）

市内全体では20カ所を確認しております。永和地区のほうでございますが、1カ所大野町にございますが、距離的に利用可能と思われるコンビニが隣接したところですが、市外に3カ所あることを確認しております。全体的な地区のコンビニの数でございますが、佐屋地区が10店舗、佐織地区が8店舗、立田地区が1店舗、八開地区が1店舗でございます。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

松本市では個人番号カードの普及に係る整備方針としてコンビニ交付が推奨されていたことから、コンビニ交付機能を個人番号カードに付加して普及促進を図っております。

愛西市でもコンビニで窓口サービスを行う場合に個人番号カードの使用が考えられると思いますが、市の考えはどうか。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

住民票等の証明書をコンビニエンスストアで発行する場合、個人番号カードが必要となります。その場合、先ほど御答弁させていただきました導入経費とか毎年の維持管理費等、多額の費用がかかります。個人番号カードの愛西市民の普及率がまだ6%ほどと低いということもありまして、国、他市町村の動向を見きわめながら研究を重ね、慎重に対応していきたいと考えております。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

ちょっとここで市長にお尋ねいたしますが、コンビニでの窓口サービスで担当者のほうとしては税の収納、納付については条件があるような答弁で、そして証明についてはまだ条件が整っていないような答弁ですけれども、市長として来年度に向けて考えがありましたら、お尋ねをしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

来年度どうするかということは、今後研究して、来年度に向けて今予算査定も進めておりますけれども、できるだけ市民の方々の利便性を考えながら検討していかなければならないということでございますので、答弁とさせていただきます。

**○9番（加藤敏彦君）**

近隣の状況なども聞きましたら、この海部、津島地域でやっていないのは2つだけということですので、かなり前向きに検討されるだろうと思いますので、住民にとってサービスの向上をすることについては積極的をお願いしたいと思います。

それから、次に個人番号カードを使うマイナンバー制度が今年の10月から全ての住民に対して個人番号を通知する郵送が始まり、ことし1月から税や社会保障の行政手続、勤務先への告知など一部で利用が行われております。しかし、圧倒的多数の国民にとって日常的に使う機会はほとんどありません。転居の際の役所の手続の手間が簡単になるなどという政府の宣伝を国民は実感できません。個人番号カードは、今のところ身分証明以外に使い道がありません。さまざまな個人情報詰め込まれるカードを持ち歩くほうが紛失、盗難などのリスクを高めます。そんな危ういカードを暮らしが便利になることばかり強調し、大規模な普及に力を入れる政府のやり方は住民のプライバシーを保護する姿勢とかけ離れております。問題だらけで危険なマ

イナンバーの仕組みを徹底検証し、制度の凍結、中止、廃止を含めた見直しをすることこそ今必要だと考えております。

個人番号カード、マイナンバーは情報管理が心配されますが、市の考え、対応はどうか。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

地方公共団体情報システム機構のほうから市へ届きました個人番号カードにつきまして、本人への配付まで住所地の庁舎、本庁舎の市民課と立田、八開、佐織の支所でございますが、のほうで鍵のかかる保管庫、または金庫で保管をしております。

また、個人番号関連の届け出書類につきましても、本庁舎の市民課で一括管理をしまして、鍵のかかる保管庫で管理をしております。

職員の情報漏えい、不正利用対策としまして、国が示しました安全・安心な仕組みに従いまして、また愛西市独自の対策としてパソコンによる情報セキュリティ研修を実施しております。操作の不正防止対策として、住民基本台帳ネットワークシステム使用時のログインをする際に生体認証で職員管理をいたしております。以上です。

#### ○9番（加藤敏彦君）

情報管理につきましては、これからますますその重要性が高まってまいります。委員会視察を行った松本市では情報政策課で一元管理しているとの説明でした。しかし、愛西市は組織の見直しにおいて情報管理課を廃止しましたが、その理由は何でしょうか。情報管理について市の対応はどうしているのか、お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから情報管理課の関係を御答弁させていただきます。

平成28年4月1日からの機構改革により、従前の情報管理課業務につきましては総務課において今まで同様実施をしております。総務課の業務は一部財政課や市民協働課へ移ったことにより、昨年の総務課業務等は内容が変わってきております。情報管理課の名前はなくなりましたが、業務はそのまま引き継いだ状況であります。したがって、情報管理課についての業務も同様に継続して行っております。以上です。

#### ○9番（加藤敏彦君）

個人番号につきまして、市の管理状況について答弁いただきました。

情報管理について厳重な対応をされておりますが、しかし特別徴収を行う事業所に従業員の個人番号を役所が通知するということが報道で知りました。11月4日の新聞赤旗の報道ですが、マイナンバー本人の意思と無関係、役所が職場に郵送、漏えい、紛失の危険な厳重な管理が法律で義務づけられているはずのマイナンバー、個人番号が来年5月、本人の頭越しに役所から勤務先に通知されることが税理士事務所が行った自治体への調査で明らかになりました。しかもマイナンバーつきの書類を普通郵便で送る予定の自治体もあり、漏えいや紛失の危険が大ですという記事ですが、本当でしょうか。全ての事業所で個人番号の情報管理ができるでしょうか。また、番号提出を拒否している従業員の権利を守るのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

特別徴収を行う事業所には特別徴収税額を通知する必要がある、市町村は法令に従い、給与所得等に係る特別徴収税額の決定、変更通知書、そういったものを5月末までに送付しなければなりません。この通知書には個人番号を記載する欄がございますが、その記載に当たっては法令にのっとり対応していくものでございます。

また、全ての事業所で個人番号の情報管理ができるかということですが、国の指針等にのっとり事業所において必要かつ適切な安全管理措置を講じていただくことが必要であるというように考えております。

さらに番号提出拒否をしている従業員の権利を守れるかといった御質問でございますが、法令にのっとり適切な対応をしていきたいというように考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

特別徴収を行う事業所に従業員の個人番号を通知するということですが、その法的根拠を説明いただきたいと思います。

○総務部長（佐藤信男君）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわばマイナンバー法の第19条の第1号において、特定個人情報の提供範囲を規定しております。そして、平成27年10月29日付総務省令第91号における地方税法等の一部を改正する省令において、特別徴収税額決定通知書の様式改正がなされております。市としては、この改正省令の規定に基づき通知をするものとしております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

個人番号の役所から事業所への通知につきましては、民主商工会がこの問題を重視し、自治体への問い合わせを行っておりますが、豊明市は記載しない、津島市は拒否の場合は星印、番号を記載せずに記号で対応するという回答をしているというふうに聞いておりますが、市は個人情報を守る権利を尊重すべきではないでしょうか。市の見解を求めます。

○総務部長（佐藤信男君）

個人情報の保護の観点から安全管理に十分留意し、他の自治体の状況を勘案し、法令に従い記載するものというふうに考えております。

○9番（加藤敏彦君）

個人情報を保護するということと、他の自治体の状況を勘案するというところで、まだこの結論は出ていないと思いますけれども、非常に重要な答弁だと思います。

個人情報につきましては、先ほど事業所において必要かつ適切な管理措置を講じていただくことが必要であると考えておりますとの答弁でありましたけれども、事業所のほうはそう考えておられると思いますが、問題は考えていても現実に市役所のように鍵のかかる保管庫、情報セキュリティ研修、生体認証、そういう条件を整えることができるかであります。事業所も情報管理の責任がありますから、逆に個人番号を扱えない、そういう申し出があった場合、また市民から個人番号の通知を拒否してほしい、そういう申し出があった場合、市はどのように

対応されますか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

事業所において番号法第19条及び第20条の規定に基づき、特定個人情報の収集をすることとなります。市としては、法令等に従い収集等に努めていただくようお願いすることとなります。また、給与支払い報告書等に個人番号の記載がなくとも、書類としての收受は行い、前述のとおり収集等に努めていただくよう指導していくものというように考えております。

**○9番（加藤敏彦君）**

指導はしていくものの、番号が記載されてなくても書類としては受け付けられるといった、有効であるという答弁でありますので、国民や市民のこういう情報、プライバシーを守る立場での対応をお願いしたいと思います。

きょうは永和出張所の存続、サービス維持ということでお尋ねをいたしました。市はコンビニでの納付業務は行う可能性があります、証明発行業務はまだ行えないという状況であります、こういう状況の中で永和出張所が廃止されれば住民サービスの低下ということになりますが、どうでしょうか。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

現状の窓口業務のみの対応を出張所のほうではしております。相談やらあった場合につきましては、本課のほうへの照会等が必要になりまして、永和出張所の職員でないと手続きできないという限定したものはございませんので御報告させていただきます。

**○9番（加藤敏彦君）**

ちょっとよくわからんところがありましたけど、永和地区の住民にとっては地区に役所の窓口がある、ここが非常に重要だと思いますし、これをコンビニで解消するということになって、コンビニでこれまでどおりのサービスの枠は維持できないし、また大事なことはやっぱり高齢者がふえていく中で職員が窓口で直接市民に対応することが一番の住民サービスだと考えますので、永和出張所廃止方針の見直し、または廃止時期の延期の考えはないのか、市長にお尋ねいたします。

**○市長（日永貴章君）**

先ほども御答弁させていただいておりますけれども、条例で決定をさせていただいておりますので、それにとって順次進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

住民こそ主人公だと思います。永和地区の住民の皆さんの意思を十分聞き取って行政を進めていただきたい、そのように思います。

次に、3項目めの永和地区の防災対策についてお尋ねをいたしますが、この問題は3月の議会で取り上げました。一般質問で当時の部長より、市民が利用できる施設整備につきましては、今後県と協議を行ってまいりたいと考えております。この整備に関していただいた御意見は適宜県に伝えてまいりたいと考えております。このような答弁がありました。この答弁を踏まえ、日本共産党愛西市議会は春に永和地区の防災アンケートを実施いたしました。そして、

寄せられた要望につきましてまとめて8月に市長に提出をいたしました。市民からの要望につきまして幾つか紹介をいたしますと、市民全員が楽しめる公園にすべきだ。高さ3メートルでなく津波に耐えられない、7メートルは要る。しっかりした建物と空き地に重点を置き、目的以外に管理費や人件費をかけないでほしい。防災に重点を置くことが一番の条件ですが、教育と遊びも兼ねた場所にしてほしいです。現在のプールが使えませんが温水プールでもできたら最高です。進入道路が狭い、大型車が通れる2車線にしてほしい。野外バーベキュー施設もお願いしたい。食料や水、衣料品、ビニールシート、車椅子、薬、布団、毛布などの備蓄、人がたくさん入れる建物にしてください。自動車駐車スペースを広く確保してください。衛生面からペット用のスペースがあるとよいと思います。高齢者のための配慮も必要だと思います。もしものときのためにトイレを数多く設置してほしい、何人くらいが避難できるようになるのでしょうか。常時からバリアフリーで使いやすい構造にして、事が起こる前から誰でも利用できるようにしておけば、いざというときの不安が軽減される。誰でも使用できるようにしてほしい、子供たちが遊べる場所を別につくってほしい。大広間などでは老人も子供たちの声がうるさかったりすると思うので、小さな子供を持つ親としては朝から夕方まで遊ばせて、なおまとめてついでにお風呂に入って帰ればとても楽です、子供も楽しいと思います。お食事処があればなおよいです。このような内容でありました。

市長に提出いたしました住民要望、どのように反映されるのでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

今、たくさんの要望事項を出されておられます。市としましては、そういった意見も県のほうに伝えながら、でき得ることはやっていただきたいという要望の調整中でございますので、よろしくをお願いします。

**○9番（加藤敏彦君）**

防災アンケートでは防災対策についての要望も伺いましたので、質問いたします。

一つは、避難困難者や避難できない人への支援対策を示してください。一つには、市の指定避難所に行くより近隣市町の避難所のほうが近くて安全、近隣市町との防災協定を。一つには、避難所は余りにも危険がいっぱい、避難路の安全確保をしてほしい。一つには、旧市民プールや町民グラウンドを活用し、避難場所に整備をしてほしい。一つには、防災訓練は年何回も行い、体で覚えるようにする。一つには、避難所として鰯江町にある奥村組の社宅を利用できないか。このような要望もありましたが、市の見解をお尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

6点ほどの御意見の御答弁でございますが、まず1つ目、避難困難者や避難できない人への支援対策につきまして、避難行動要支援者の方には地域住民自主防災組織、民生・児童委員の避難支援者の協力を得つつ、防災無線及びホームページ、防災情報メール、緊急情報メール、ケーブルテレビ、コミュニティーFM等あらゆる手段での情報伝達を行いまして、安否確認や避難誘導を行うこととなります。

2つ目ですが、近隣市町との防災協定につきましては、平成24年2月に津島市、弥富市、あ

ま市、大治町、蟹江町、飛島村と、また平成24年7月に稲沢市と災害時における相互応援に関する協定を結んでおります。

3つ目ですが、避難路の安全確保につきましては、家屋やブロック塀の倒壊など、通行に支障が出ると想定されます。地域でもまち歩きマップなどの作成が進んでおりますので、危険度のできるだけ低い幅員の広い道路などを地域や各自が事前に確認していただくことが必要であると考えております。

4つ目の旧市民プールや町民グラウンド、現在の佐屋の総合運動場でございますが、佐屋の総合運動場につきましては指定緊急避難場所に指定しております。

5つ目ですが、防災訓練は年何回も行い、体で覚えるようにすることにつきましては、自主防災会単位、または小学校区やコミュニティ推進協議会単位など、地域によって数回防災訓練に参加できる機会があるところもございます。市といたしましても、そういった訓練に協力させていただきたいと思っておりますので、御相談いただければと思っております。

最後の6つ目ですけれども、鯛江町にあります奥村組の社宅につきましては、市が有事の際に民間施設を一時避難場所として利用させていただくための基準がございませんので、協定は結んでおりません。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

答弁ありがとうございます。

永和地区の防災対策について重ねてお尋ねをいたしますが、永和荘跡地の防災拠点の整備について、基本計画が発表されるのはいつごろになるでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

旧永和荘跡地の防災拠点の整備の基本計画につきましては、県から今年度中の策定と聞いております。しかし、その公表時期については具体的に伺っておりません。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

防災対策についての要望の中で、奥村組の寮の答弁がありましたが、市の利用させていただくための基準を満たしていないというのは、具体的にどういうことなのか。それから、この寮は5階建てで、指定避難所であります永和地区の防災コミュニティセンターや永和保育園のすぐ隣にあります。地元の住民の方が有事の際に利用できれば助かると思いますが、そういう方法がないのか、重ねてお尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

具体的な基準がないという内容でございますけれども、この寮につきましては昭和52年建築と伺っております。高所で有効な建物ではあると思っておりますけれども、耐震基準を満たしていないということで、市としては公に協定を結んでいるものではございません。

それから、地元の方が有事利用という際につきましては、地元の方について協議を直接されればいかと考えております。

**○9番（加藤敏彦君）**

奥村組の寮につきましては、市としては対象にはできないけれども、地元での話し合いを進

めていただくことはまた別の話だということで受けとめておきます。

きょうは佐織地区の確定申告の会場、それから永和出張所の存続、永和地区の防災対策の3項目についてお尋ねをいたしました。市民の立場に立って行政を運営していただくことを強く求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

9番議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をとりまして、再開を12時半からといたします。

午前11時28分 休憩

午後0時30分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位3番の12番・島田浩議員の質問を許します。

島田浩議員。

○12番（島田 浩君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大項目といたしまして公共施設の現状と老朽化対策について、小項目としてはその現状と課題などについてお聞きしたいと思います。お聞きした上で、市が現在策定を進められておられます公共施設総合管理計画に関連してお聞きしたいと思います。

さて、最近全国的に道路の陥没やトンネルの崩落、橋の落下など、高度成長期に集中して建設されたインフラに関連した事故が相次ぎ、大きな社会問題となっています。工事ミスに起因をした事故もある中で、多くは耐用年数を経過した老朽化、劣化への対応おくれが原因となっています。近隣市においても施設のふぐあいにより、住民生活に不可欠な水道の供給が一時的にストップするなど、住民生活に影響する事故が発生したことも記憶に新しいところであり、災害への備えを考え合わせますと、愛西市は大丈夫だろうか、とても他人事と済ませることはできません。とりわけ4町村の合併に伴い、区域が広域化し多極化した本市においては、市民のニーズに応えるサービスを維持していくため、一定の公共施設等の維持は必要であり、行財政の効率化に一定の限界もあると思います。

しかしながら、一方で保有する公共施設等が合併に伴って一気にふえたことにより、重複をする施設の更新時期が集中することにより、財政の圧迫については合併していない団体よりも深刻となるのではないかと危惧するところでございます。

そうした中、先ごろ計画策定に対するパブリックコメントの募集を目的に愛西市公共施設総合管理計画案が公表されました。この計画は公共建築物、いわゆる箱物とインフラ施設を対象にその課題を明らかにし、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等を示したことにおいて、まさに時期を得たものであります。

そこでお尋ねいたします。愛西市の公共施設等、この計画においては庁舎などの公共建築物、いわゆる箱物と道路等のインフラ施設を指しておりますが、それぞれ市の保有する数量、延べ

床面積等の状況についてお示しいただければと思います。

また、建築後の経過年数、新規の整備を含めた更新費用の試算等、老朽化の状況についてもあわせてお示しいただきたいと思います。

また、この計画では市が抱える課題として、人口減少や少子・高齢化、財政の見通しなど公共施設等を取り巻く現状と課題を整理しています。改めて現状と課題についてお示しください。よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから順次答弁をさせていただきます。

お尋ねのうち、公共建築物、いわゆる箱物施設とインフラ施設の状況について、平成27年度末の市の保有する施設の数量、延べ床面積等の状況についてでございます。

公共建築物につきましては、庁舎を初め137施設、総延べ床面積は約22万平方メートルでございます。また、インフラ施設につきましては、道路の延長が約1,051キロメートルで、面積が約468万平方メートル、橋梁が576橋で、面積が2万平方メートル、上水道の管の延長が約220キロメートルで、上水道施設数が3施設、下水道の管の延長が約358キロメートルで、下水道施設が23施設でございます。

次に、建築後の経過年数、新規の整備を含めた更新費用の試算等、老朽化の現状につきまして延べ床面積の多い施設では学校が約55%と過半数を占めており、大半が旧耐震基準以前の建物であります。建築後30年を経過している施設は全体の約58%で、10年後には施設の約76%が築30年以上を迎えます。こちらのほうが建物全体の概略でございます。また、全体の更新費用につきましては、今後40年間の総額で約2,158億円、年平均で約54億円が必要となります。

次に、課題についてでございます。人口減少や少子・高齢化により人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化や若い世代の負担の増加など、さまざまな問題が懸念されます。また、扶助費などの義務的経費の増加や普通交付税の合併特例分の段階的縮減に伴い、今後投資的経費として充てられる財源は減少すると見込まれます。また、財源が不足する一方で、老朽化は確実に進むことから、今後施設の更新が集中すると多大な財政への圧迫が想定されます。さらに財源不足に陥ると更新不可能な施設も生じ、老朽化に伴う公共サービスの質の低下や利用者への危険性等が懸念されます。以上でございます。

#### ○12番（島田 浩君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

伺った膨大な数値でありまして、イメージできるものではありませんが、合併により多くの公共施設等を保有することになり、このままでは今後多額の更新費用が見込まれ、市の財政を圧迫することがわかりました。

ところで、これから維持管理経費や平準化できない更新の費用については国や県から特別に財源の手当てがあるのでしょうか。そうでなくて、仮に市の一般財源でやるというのであれば、その不足額は基金を毎年取り崩して対応しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

愛西市が合併後、これまで提供してきた福祉や教育のサービスについてもインフラの上を走り、公共施設を使って提供されるわけであります。今は残高があるからといって、基金を取り崩して現行の水準でサービスの継続を優先することにより、基本的なインフラ施設の維持更新さえもままならない状況となれば、大切な福祉や教育のサービスの維持もおぼつかないと、まさに本末転倒だと思ふわけであります。

そこでお尋ねします。現行、市の箱物やインフラの維持更新経費の財源について、国や県からの特別な手当はあるのかないのか。ないとすれば、市税や不足を補う交付税で行うこととなりますが、市の規模から見た標準を上回る部分の経費についても補填が行われるものなのかどうか、お伺いいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

施設の維持更新経費の財源の御質問でございますが、更新や耐震化などの大規模な改修に対しまして、国庫補助金等が活用できる施設もありますが、その場合でもいわゆる補助裏は市の負担であり、一般財源である市税や地方交付税、不足分は借入金による対応となります。そのうち市税や地方交付税は更新や大規模改修などの特殊事情で大きくふえるものではありません。不足の財源は原則として基金の取り崩しで賄うこととなります。また、通常の維持管理経費には将来的にもほとんどが市の一般財源により負担となり、国や県からの特別な補填は見込まれませんので、市税や交付税がふえない限り、財源のほとんどを基金の取り崩しに求めざるを得ません。以上です。

**○12番（島田 浩君）**

私としても、当市に限ってなのか、他市の状況が大変気になるわけでございますが、そもそも市の抱える箱物やインフラの総量について、他市と比較して多いのか少ないのか、それとも同じぐらいなのか。一概に比較は難しいとは思いますが、答えられる範囲で結構でございますので、率直な認識についてお伺いしたいと思ひます。

**○総務部長（佐藤信男君）**

施設の種類によっても異なることから、他市と比較した多い少ないについては一概にお答えすることは難しいと、こういうように考えております。

しかしながら、例えば道路や管路などのインフラ施設は、市の区域が広くなり市街地も多様化しましたので、合併後、一定の規模となることはいたし方ない面もあり、その分交付税についても実態に着目した算定がされております。

一方で、いわゆる箱物施設につきましては、合併してもしなくても標準的な必要数は大きく変わりませんが、財源となる交付税については人口を基礎に算定されるものが多いため、合併後の本市の規模から見ましても、合併をしていない同規模の人口の市に比べますと、各地区に類似の箱物施設を有する本市の施設総量は明らかに過大であり、交付税についてもかかっている経費に見合わない厳しい査定となっております。以上でございます。

**○12番（島田 浩君）**

御答弁ありがとうございます。

合併により多くの公共施設を保有することにより、標準的なサービスを超える施設の経費については交付税にも算定されず、市の一般財源で持ち出しになること、そして箱物施設については人口で算定ということで、本市の施設総量は過大過ぎるということを認識させられました。

公共施設等に将来必要となる更新費用と不足額をどう認識し、今後の管理の方針についてどう考えてみえるのか。また、公共建築物の総量について、今後どのくらいの期間にどの程度削減していくのか、ずばり目標数値を掲げるのか、お尋ねしたいと思います。

**○総務部長（佐藤信男君）**

本市の歳出は地方交付税の段階的縮減を踏まえますと、規模の縮減が避けられませんが、今後40年間で施設等の更新に必要な投資的経費は、先ほど御答弁させていただきましたように、毎年約54億円であり、将来の歳出規模で確保できる投資的経費の予算額と比較すると、毎年約25億円が不足します。このため予防保全により長寿命化を図ることで、更新費用を平準化する必要があります。しかしながら、長寿命化による更新費用の削減は一定の効果があるものの、更新費用の不足額に対して十分ではなく、また老朽化が進行し、長寿命化の難しい建物もあります。そのため施設総量の縮減、効率的な管理、運営の推進、施設縮減に伴う土地の有効利用などにより、さらなる財政負担の軽減を図る必要があります。このため公共施設等のマネジメントの積極的な取り組みによる維持管理費の削減や民間活力の推進等により、管理運営費や更新費用等の削減を図ることを踏まえ、今年度中に策定する愛西市公共施設総合管理計画において公共建築物、いわゆる箱物施設については延べ床面積の縮減目標をおおむね30年間に於いて約30%の縮減と設定し、選択と集中を進めることとしております。

なお、インフラ施設については総量の縮減は難しいため、施設の類型別の計画に従い、長寿命化や合理的な管理により更新費用の削減や平準化を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

**○12番（島田 浩君）**

どうもありがとうございました。

また、福祉や教育といった類型別の方針について、全体計画ではどのような方向性を打ち出され、今後どう進めていかれるのか、所見をお尋ねしたいと思います。また、部長からお聞きした後に市長にも今回の質問に対しての率直なお考えもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

施設の類型別の方針についてでございますが、公共建築物、いわゆる箱物施設につきましては、建物の性能や利用状況を踏まえ、総合管理計画において福祉や教育といった施設の類型別に統廃合や複合化、用途変更、廃止、売却等の施設の方針を定めます。来年度以降、その方針に従い、施設の類型別の計画を順次策定、実行し、縮減目標の着実な達成と施設総量の適正化を図ります。

また、インフラ施設につきましては、予防保全の考えのもと、長寿命化のための計画に沿って計画的、効率的な管理を行い、財政負担の標準化を図ってまいりたいと、このように考えて

おります。私のほうからは以上です。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきたいと思います。

現在、愛西市が所有している公共施設の量等につきましては、部長からも答弁させていただきました。インフラ施設等を初め多額な今後改修等の費用がかかっていく見通しであるというふうに思っております。今後、全体で40年まで2,158億円、年間54億円かかるのではないかと見通し等も立てさせていただいております。これらにつきましては、やはり財源が必要でございまして、基金等にも頼っていかねばならないという見通しになっております。基金につきましては、借入金の返済や交付税の縮減だけでなく、自主財源の乏しい本市にとりましては景気変動による急激な税収減や大規模災害への備えとして、いわば財政運営の命綱でありまして、一定の規模は必要であり、今ある残高を毎年度切り崩していけばよいという状況ではないというふうに思っております。福祉や教育のサービスを提供していくために必要な基本的なインフラ整備が持続的に維持、更新していけるよう、また防災・減災対策としてもしっかりとした計画に基づく老朽化対策を今後着実に進めていく必要があるというふうに考えております。以上をもちまして答弁とさせていただきます。

**○12番（島田 浩君）**

どうもありがとうございました。

愛西市にとりまして、公共施設等の老朽化対策は待ったなしの課題でありますので、これから選択と集中によりまして将来必要となる維持更新費用の確保に向けた取り組みが進むよう期待し、また強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（大島一郎君）**

12番議員の質問を終わります。

次に、質問順位4番の3番・近藤武議員の質問を許します。

近藤武議員。

**○3番（近藤 武君）**

議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして一般質問させていただきたいと思っております。

先ほど島田議員から財政に関する質問もありましたが、引き続き御答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いましてさせていただきます。

大項目の1つ目といたしまして、本市の財政運営について、小項目といたしまして、1つ目に本年度の税収見通しについて、また来年度の財政見通しと予算編成の方針についてお聞きしたいと思います。その上で小項目の2番目といたしまして、予算の効率化と政策推進について、また財政状況と地方交付税についてお尋ねしたいと思います。

さて、我が国の景気は緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、消費や設備投

資に力強さを欠いた状況が見られ、消費者物価動向は横ばいとなっております。先行きについては中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされることを懸念されます。

そこでお尋ねします。本年度も上半期を経過し、早期に成立した国の第2次補正予算による効果も期待される場所ではありますが、本年度の市税収入の見込みはどのようになっておられるのか、市としての見通しをお聞かせください。

また、収納率のアップのためには収納強化対策のほか、平日の昼間に市役所や銀行等に立ち寄る時間のとれない方の納付窓口や機会の拡大など、利便性の向上にも取り組む必要があるのではないのでしょうかと思います。今後、納税者の利便性の向上に向けた取り組みの予定があるのか、市のお考えをお伺いいたします。

次に、来年度の財政見通しと予算編成についてであります。歳入面では地方交付税の合併の優遇による増加額について、本年度から段階的な縮減期間に入りました。財源対策として活用できる基金については、残高の維持が年々困難になりますし、将来の返済を考えますと財源不足を補う市債発行額にも限界があるのではないのでしょうか。一方で、歳出面においては少子・高齢化に伴い扶助費など義務的経費が確実に増加するほか、支所整備や企業誘致など社会情勢の変化や多様化する行政ニーズにしっかりと対応していかなければなりません。

そこでお伺いいたします。本年度の財政見通しをどのように認識され、どのような予算編成をされるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、大項目の2つ目といたしまして愛西市の防災についてお伺いいたします。小項目として1つ目、愛西市の防災訓練について、2つ目として、愛西市のタイムライン・BCPについてお尋ねしたいと思います。

愛西市の防災訓練について毎年質問させていただいておりますが、その内容は26年度の訓練から参加するだけでなく、体験を通して学びを含めた指導型訓練になり、27年度は佐屋、永和地域を対象に避難行動訓練から始まり、避難所の開設、受け付けからのさまざまな実践訓練が行われました。28年度は佐織地域において、勝幡地区を中心に行われました。現在、市の総合防災訓練は設定条件を明確にして進められているように思います。

そこでお尋ねいたします。各年度で取り組み方の違いがあるかと思いますが、それぞれの違いをお聞かせください。また、その地域の方々との進め方がどのようにされたかもお尋ねいたします。

次に、2つ目の愛西市のタイムライン・BCPについてであります。このタイムラインという言葉は最近いろいろと使われる用語ですが、パソコンやスマートフォンなどで使われている簡易ブログでのツイッターにおいて投稿されたごく短い時系列に表記したものや、SNSでのフェイスブック、LINEなどで投稿を年表形式で閲覧したり、特定の時期を選択して表示したりするものとはここでは少し違いまして、災害が想定される数日前から、発生、その後の対応までさまざまな機関が災害時に何をするかを時間を追って整理した行動計画表のことであります。

このタイムライン、事前防災行動計画ではありますが、2011年9月、台風12号が紀伊半島を襲い、三重、奈良、和歌山の3県だけでも死者・行方不明者を80名以上出した紀伊半島豪雨後に日本で自治体として初めて三重県紀宝町で定められたものであります。国土交通省の集計では、対象となる730市区町村のうち、昨年8月ごろの216市区町村からことし8月末においては589市区町村まで策定されてきております。

そこでお聞きいたします。愛西市版タイムラインはどのようになっているのか。また、同じようなものがあるのか、お尋ねいたします。

次に、大災害時も市町村が引き続き住民サービスを提供するためのBCP、事業継続計画についてお伺いいたします。このBCPでは要援護者の支援や税金の相談、上下水道の整備など、生活に直結する行政サービスを優先的に復旧することが求められ、愛知県においては2年かかりで2009年度に制定されております。消防庁の集計では、ことし4月1日時点、県内54市町村のうちBCP策定済み市町村は28市町村となっておりますが、愛西市は現在どのようになっていますか、お尋ねいたします。

以上で総括質問を終わります。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから順次御答弁をさせていただきます。

初めに、本年度の市税収入の見通しについてであります。足元の個人消費や設備投資の回復に足踏みも見られるとの報道もあることなどから、市内の法人決算や個人所得への悪影響も懸念されるところであります。直近までの調定額は当初予算で見込んだ額でおおむね推移をしております。今後におきましても、歳入の当初予算額を確保できるようしっかりと取り組んでまいりたいというように考えております。

続きまして、納税者の利便性の向上についてでございますが、多様化する市民生活に対応し、納税者の利便性の向上等を図るため、新たに市県民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税目についてコンビニエンスストアでの納付ができるよう、関係者と必要な協議を進めております。

続きまして、来年度の財政見通しをどのように認識され、どのような予算を編成するかという御質問でございますが、歳入面では根幹をなす市税は回復基調にあってもほぼ横ばいを見込んでおります。また、国の来年度の予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源の総額は今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの内容にとどまる一方で、地方税の伸び悩みや消費税率引き上げの見送りを受け、地方交付税の原資の不足について、現金ではなく振りかえ措置である臨時財政対策債の発行の増額による対策が打ち出されたことから、交付税の減額が懸念されます。加えて、本市の交付税は合併算定がえによる増額分がさらに縮減され、財源確保がより厳しいものとなります。一方、歳出では高齢化に伴う扶助費を初めとした社会保障関係経費の増加が著しく、公共施設の老朽化対策経費も確実な増加が見込まれ、収支不足への対応が迫られています。

このため国・県等の動向に注視し、新たな財源の確保を積極的に行いつつ、持続可能な行財

政基盤の確定を目指していく必要がありますので、引き続き行政改革第4期推進計画を着実に推進し、持続可能な予算編成を行ってまいりたいというように考えております。私からは以上です。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

私のほうからは、愛西市の防災についての市の防災訓練の各年度の取り組みの違いにつきましてでございます。

平成26年度につきましては、夜間の災害を想定しまして訓練時間を夕刻に設定させていただきました。27年度につきましては、南海トラフを震源とする地震で堤防沈下による河川水の浸入を想定して、永和小学校の3階へ垂直避難訓練を実施いたしました。今年度、28年度につきましては、目比川の決壊から40年を迎えることもありまして、洪水等の災害を想定しまして布目電機株式会社の御協力をいただきまして、工場の屋上への垂直避難訓練を実施させていただきました。

地域の方との進め方につきましては、年度初めに対象地域の代表の方に防災訓練実施日をお話ししております。その後、防災訓練実施日の約1カ月前に学区の各自主防災会長へ文書にて防災訓練の説明及び協力の御依頼をさせていただいております。

それから、愛西市版のタイムラインはどのようになっているかということですが、愛西市単独でのタイムラインにつきましては策定していない状況でございます。

それから、愛西市のBCPでございますが、業務継続計画とっておりますが、の策定につきましては、現在未策定であります。今後策定していきたいと考えております。以上でございます。

**○3番（近藤 武君）**

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、財政運営についてから再質問させていただきたいと思いますが、その再質問に入る前に先ほどの御答弁での確認をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

納税者の利便性の向上のところですが、来年度から市県民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税目について、コンビニエンスストアでの納付ができるよう進めているとありましたが、コンビニ納付の導入に関してはいつからでも対応できる状況であるんですか。お願いいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

来年度の早い時期から導入できるよう進めております。以上です。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

納税者の利便性の部分では愛西市としてほかの自治体よりちょっとおくれをとっているところでもあるかと思われまますので、しっかりと見定めて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、再質問のほうへ入りたいと思います。来年度も引き続き厳しい予算編成になりそ

うだということでもあります。これは理解をしておりますので、ぜひともしっかりと見通しを持って対応をお願いしたいと思いますが、そうした中におきましても一律カットの予算削減によって、少子・高齢化への対応や企業誘致など税収や雇用の確保対策など、市の政策が停滞するようなことは避けなければならないし、職員の仕事に対する意欲の低下にもつながってはいけないと思っております。

そこでお尋ねいたします。来年度の予算編成におきまして、予算の効率化と政策の推進との両立について、市としてどのように認識し、どのように対応していかれるのか、当局の所見をお伺いいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

予算の効率化と政策の推進との両立についてであります。

御指摘のとおり、厳しい状況にあっても市の将来の発展に欠くことのできない、あるいは市民生活に密接に関連する施策につきましては、事業の停滞があってはならないと考えております。このため裁量的な一般行政経費につきましては、引き続き思い切った効率化を行います。一方で優先課題に対しては政策の特別枠を設け、国・県の財源も積極的に活用して、事業の重点的かつ着実な推進を図ってまいります。各部局の政策提案によります課題の解決と、あわせて職員の仕事に対する創意工夫、意欲の維持向上を図っていききたいというように考えております。以上です。

#### ○3番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

厳しい状況であります。政策についてもしっかりと進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次の再質問をさせていただきます。先ほどは地方交付税の段階的縮減についても述べさせていただき、厳しい財政見通しについての御答弁もいただいたところであります。ここで手元に用意したパターンを示させていただきたいと思っております。歳入構造の比較をごらんいただきたいと思っております。交付税に関する私の理解では、算定の基礎となる人口規模や財政力が類似しているが合併をしていない、例えばお隣の津島市さんの普通交付税は平成27年度決算ベースで26億円弱であります。一方で、愛西市では相対的に面積が広いとか収入が少ないなどの分、津島市より約13億円多く本来の額で39億強の算定額であります。これに加え、合併算定がえの特例で約16億円の交付税が増額され、合わせて55億円余りの交付税を受けております。

次のパターンをお願いします。これは合併の優遇である算定がえが段階的に縮減していくイメージです。これまで11年間にわたり合併後の住民サービスを支えてきた16億円という増加部分が今年度から5年間で段階的に縮減していくことから、これまで経験したことのない厳しい状況が見込まれる、大まかにこう理解しております。

しかしながら、議会の一部に基金や借入金の残高にも言及しつつ、地方交付税をもらうことと市の財政が苦しいこととは関係がないとか、市の財政が苦しいのは間違いだといった主張が見られます。こうした主張が正しいとすれば、市民の皆様と行政とが行財政改革の必要性を共

有し、協働のもと収支の改善に向けた改革を推進していく上で支障を来すと考えております。

そこでお尋ねいたします。市当局もこのような内容の主張を把握されているかと思われまじけれども、果たしてその主張は正しいのかどうか。また、こうした主張に対して市としてはどう対応されるのか、御所見をお伺いいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

財政状況と地方交付税についてでございますが、御指摘のとおり、主張につきましては市としても承知をいたしております。しかしながら、その内容は交付税制度に関する一面的な理解に基づくものであり、残念ながら本市の実情を正しく説明したものとは言えません。国が交付税で保障する行政サービスの水準は、あくまで国の基準どおりに行う経費の範囲が基本でありますので、国の基準を上回る独自のサービスに要する経費については各団体の独自の財源、すなわち財政力による格差が生じます。議員から御指摘のとおり、現在はそれを交付税の増額分で賄っているわけではありますが、主張ではそのことについてあえて触れられてはおりません。現時点では借入金の額に見合う引当金としての基金残高を維持しておりますが、今がよいからといって合併特例期間が終了するまで行政改革努力をすることなく、毎年度数億円単位で蓄えを取り崩して対応し続けることとなれば、いずれは基金は枯渇し、負債だけが残る状態になります。今後、真に必要な方に効果的に届くよう事務事業を不断に見直していくとともに、役所の仕事についても一層の効率化を図ってまいります。加えまして、市の財政状況や行政改革の取り組みにつきまして、市民の皆様にも正しく、できる限りわかりやすくお伝えする努力をしてまいりたいというように考えております。以上です。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございました。

愛西市の財政状況を市民の皆様が誤解しないよう、正しい理解についての周知についてもよろしく願いいたします。

この大項目に関しては最後になりますが、来年度の予算編成に向け市長の意気込みなどあれば御答弁いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

答弁させていただく前に、10月ごろ要望活動で上京させていただきまして、来年度の予算に向けた国の事業の進捗支援を要望してまいりました。その中で、地方創生につきましても本市といたしまして、独自に内閣府に対しましても要望を行いまして、関連の新規事業を採択していただいたという一定の成果を上げることもできました。その一方で、要望活動をしている中で我々合併自治体の改革努力が十分に伝わっていないなというようなことも私自身は感じてまいりました。やはり国の各自治体を見ている目は非常に厳しいということを改めて感じてまいりました。それを感じるとともに、国の財政もかなり厳しいのではないかとということも感じてまいりました。交付税の縮減や激変緩和期間につきましては、再三私や部長からも答弁をさせていただいておりますけれども、合併した愛西市につきましても平成32年度までの残り4年間

が非常に重要な期間に入ってくるのではないかというふうに思っております。近藤議員がお示しになったグラフと同様で、我々も市民の皆様方に少しでも理解をしていただけるよう今後も努めていきたいというふうに思っていますし、この重要な32年までの4年間の期間で持続可能な愛西市をつくるために来年度の予算編成でも可能な限りの道筋をつけていきたいというふうに考えております。この先、将来こんなはずではなかったというような後悔がないように我々市職員一丸となって、先ほど議員からも意欲がなくなるのではないかというお言葉もありましたけれども、職員全員で一致団結をしてこの難局を乗り越えていきたいというふうに思っていますし、議員初め各種団体の皆さん、そして市民の皆さん、そして愛西市に関係する市民の皆様方とともによりよい愛西市のために今後とも努めていきたいというふうに思っております。私からの答弁は以上でございます。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

私自身も合併特例の交付税縮減のこの4年、もしくはその後数年ですね、どのように乗り越えていくかによって、その後の愛西市の状況がすごく変わってくることだと思っておりますので、未来へと愛西市のためによりしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、大項目の2つ目の本市の防災について再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

初めに総合防災訓練ですが、本年度、勝幡地区が中心で訓練を実施するとの地元の方への連絡の伝わり方の部分ですが、市からの連絡を受けた地元の方が少し混乱を生じたということもお聞きしておりますが、再度確認ですが、昨年度の永和地区と同じようにこの事業を進められたのかどうか、お伺いいたします。

### ○市民協働部長（猪飼 明君）

スケジュール的には昨年と同じ進め方をしております。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今年度も市として進め方としては今までと同じスケジュールということでしたが、地区、地域によって行う地区防災訓練の時期というのは、いろいろな時期があると思えますので、市の方針が決まり次第、対象となる地域の方々とより早く、早い段階からコミュニケーションをとっていただくと、今回のような混乱は生じなかったのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、市の防災訓練の実施後にアンケートなど、参加された方から寄せられていると思えますが、その内容と改善点ですね。今後の課題についてお尋ねいたします。

### ○市民協働部長（猪飼 明君）

防災訓練を実施した後のアンケートの意見につきましては、大切な訓練なので今後も続けるべきという意見がございました。各訓練の内容につきましては、避難行動訓練は必要不可欠であり、訓練会場で複数の訓練が体験できるとよかったです。特にボランティアセンターの運用訓練

では、ボランティアとしての役割を経験できよかったという声が多数ありました。また、クロスロードゲームはもっと時間があるとよかったななどという意見もいただいております。また、参加者の高齢化も進んでおり、意見として訓練内容の改善等がありましたので、今後の検討課題と考えております。以上でございます。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

今回の防災訓練について、私自身個人的にいただいた御意見がありまして、垂直避難を行う際に階段の一部分がちょっと高くて大変だったという御意見や、今回協力していただいた布目電機さん以外に勝幡地区で同じような避難できる民間施設はないのかという意見もいただいております。アンケートなどでの改善点や体験したからこそわかった課題を次へと生かした訓練へと続けていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の再質問ですが、愛西市版タイムラインは策定していないとのことですが、これにかわるもの、または広域的なものはあるのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

広域的なものはございます。1つは、木曾川下流河川事務所との間で台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインを策定しています。また、東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会で東海地方のゼロメートル地帯で計画規模を超える高潮や洪水による大規模かつ広域な浸水被害が発生した場合において、関係機関が連携して行動する際の規範となる危機管理構造計画を策定しております。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

愛西市としての独自のタイムラインとしてはないという形ではありますが、木曾川下流河川事務所との風水害を想定したタイムラインを運用するという方向であること、またより広域的なものとしたしまして、中部地方整備局で行われている愛知、岐阜、三重の3県にまたがる日本最大級の面積を有するゼロメートル地帯を東海ネーデルランドと称しておりますが、この低地地方の高潮、洪水に対する協議会の中で危機管理行動計画を運用していくということも理解はできましたので、この運用をしっかりとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にですが、BCP、業務継続計画の策定についてですが、まだできていないということではありましたが、今後策定についてどのように進めていくのか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

進め方につきましては、まず通常業務の洗い出しを行いまして、非常時優先業務を選定いたします。どの業務を優先するかについては、全庁的に取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

このBCPですね、総括質問のところでも申しましたが、県内では半数以上の自治体で、内容的には不十分なところもあるということもありますが、策定されております。災害が発生してしまったときにでも行政業務が少しでもとまらないように、また災害対策の司令塔として機能できるよう、できるだけ早い段階でのBCP策定を進めていただきたいと思います。

次に、防災に関する個別的な部分での再質問をさせていただきたいと思います。

経済産業省が災害時に全国8,000カ所の給油拠点を指定して発電機整備を進めておりますが、現在、愛西市にこの拠点があるのか。また、ほかに燃料確保の手段があるのか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

給油の拠点につきましては、愛西市には1カ所ございます。他の燃料確保につきましては、平成28年3月に津島自動車学校を運営するTDS、社名ですが、と自動車学校の教習車用の燃料保管施設から燃料を供給する協定を結んでおります。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

災害時の燃料確保というのは、とても重要であると思っております。愛西市が国で進める給油拠点が1つあるということもわかりました。また、国とは別に市独自としてTDSさんと協定を結んで、不測の事態に対し準備を進めていただいていることはとてもよいことだと思っております。また、これからもこういうことを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、避難所公衆電話の設置の考え、またかまどベンチやマンホールトイレなど、防災機能を備えた公園が愛西市にあるのか。都市公園と位置づけられている親水公園はどのような形になっているのか、お伺いいたします。また、それらのこれからの考え方もお願いたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

避難所の公衆電話の設置につきましては、他県では停電していても通話のできる特設公衆電話の設置と利用に関する協定をNTT西日本と締結していることは承知しておりますが、現在の必要性の優先順位から見て、現在設置する考えはございません。

それから、防災機能、かまどベンチやマンホールトイレを備えた公園につきましては、愛西市内ではございません。なお、親水公園の東ゾーンにつきましては、救援部隊の活動拠点としての県から指定を受けております。

最後に防災公園の整備については、今後予定はしてございません。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

今続けて質問させていただきましたが、避難所の公衆電話、防災機能を備えた公園整備など、市として防災に関する優先順位をしっかりと見定めていただいて、ハード的な部分ではあるかと思っておりますが、防災力を引き上げていただければなと思っております。よろしくお願いたします。

今回最後の質問になると思いますが、今現在進められている小・中学校体育館の非構造部材の耐震工事の進捗状況についてお伺いいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

小・中学校体育館などにつきましては、27年度より児童・生徒の安全確保や避難所機能の維持を目的にアリーナのつり天井等の落下防止対策として非構造部材耐震改修工事を計画的に実施しております。

愛西市内には文部科学省より指摘されております高さ6メートル以上、または面積で200平方メートル以上の大規模空間でございますけれども、ここにありますつり天井等の落下防止の対策を必要とする体育館及び武道場につきましては、小学校におきましては12校で12施設、中学校におきましては6校で11施設の合計18校で23の施設でございます。そして、27年度には立田、八開、佐織、佐織西中学校の体育館等の5施設の工事が完了しまして、28年9月には北河田、そして勝幡、草平、西川端小学校の体育館の4施設の工事が完了しております。さらに来年の2月でございますが、佐屋、永和中学校の体育館の2施設の工事も完了する予定となっております。しかしながら、いまだ落下防止対策を必要とする施設が12施設残されていることもありまして、市といたしましても児童・生徒の安全を第一に考えることはもちろんのことでございますが、災害時の避難所施設としての役割も重要でございますので、重点事業としての位置づけを行い、対策工事を早急に進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

この非構造部材の工事が完了した体育館に対して、市民の方から天井にちょっとすき間が見えたり、しわのようなものが見えたりして、この工事自体大丈夫なのかという御意見がありました。私自身も見させていただいた中でも、確かにしわやすき間が気になる体育館もありました。

そこでちょっとお聞きしたいのですが、工事内容及び安全性についてはどうなのかをお伺いいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

工事内容としましては、文部科学省が指摘します既設の天井の撤去を行いますが、撤去後は防音、そして断熱性能が低下するため、式典や学校祭を行うことも多い体育館に限っては学校行事に支障を来さないよう文部科学省が認めます1平方メートル当たり2キロ以内の非常に軽い材質の断熱材の設置を行っております。

工事につきましては、工事監理を設計事務所に委託し、施工管理を適切に行っていることや、市といたしましても適時現場検査及び完了検査も実施しておりますので、施工状態に問題なく、安全についても当然確保されていると思います。以上です。

**○3番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

施工に対して市もしっかりとかかわりながら進めている、また安全も確保されているという

ことがわかりましたので、またこれからも非構造部材の耐震工事は進んでいくと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

今回、市の総合防災訓練は合併前ではありますが、愛西市内で本当に起きた近々の災害であり、私自身2歳のときではありましたが、災害の体験者でもあります。私自身、その当時2階へ避難しておりまして、水がぐっと上がってくることだけは覚えております。愛西市は、今年度、地震ハザードマップを作成し、行政の取り組みとしても進められてきておりますが、まだ仕組みとしてできていないところもあります。災害に対し不安要素があると思われまので、財政的にも厳しい部分があるかと思いますが、不安要素をできるだけ早く取り除いて、市民の方々が安心して暮らせるまちを目指すことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（大島一郎君）**

3番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。1時45分から再開をしたいと思います。

午後1時33分 休憩

午後1時45分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、暫時休憩を解き会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の7番・山岡幹雄議員の質問を許可します。

山岡幹雄議員。

**○7番（山岡幹雄君）**

よろしく願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大項目、自転車の安心で適正な利用の促進についてと、市職員の給与について、障害者対策について、認知症対策について、この4点について御質問させていただきます。

まず初めに、自転車の安心で適正な利用の促進について。2015年、昨年6月1日から道路交通法が改正され、自転車についても罰則が強化されました。自転車は軽車両に当たり、原則は車道を走らなければなりません。このことから今まで以上に自転車ルールを警察と市との連携で市民への周知啓発が必要ではないでしょうか。そこで、今回の道路交通法の変更内容と、市がどのように対応されたか、お尋ねいたします。

次に、市の給与について。昨年平成27年9月議会において一般質問で、平成26年に地方公務員法及び地方独立行政法人法一部を改正する法律が公布されてからどのように実施しているか、本日また再度お尋ねさせていただきます。

3点目に、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）が今年度、平成28年4月1日から施行されました。この法律は、障害者への差別を禁止し、障害者

の尊厳と権利を保障することを義務づけた障害者権利条例を批准するために必要な国内法の整備と位置づけられ、平成25年6月に成立しました。この法律が整備された障害者差別解消法（以下、解消法）施行後の市としての取り組みの現状と現時点での課題をどのように把握しているか、お尋ねいたします。

最後に、厚生労働省は全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えると発表がありました。65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症となると発表がありました。警視庁によると認知症が原因で行方不明になったという届け出とか、最近多く交通事故が社会問題となっております。現在、当市の認知症患者はおおよそ何人くらいなのでしょう、お尋ねいたします。

以上、それぞれ御説明をよろしくお願ひいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず、私のほうからは自転車に関する道路交通法変更の内容をとということでございます。

主な変更内容でございますが、3年以内に2回以上悪質、危険な運転をした自転車運転者に対して講習が義務づけられる自転車運転者講習制度がスタートいたしました。

市の対応としましては、広報紙への掲載や交通安全教室、シルバー人材センター総会などでの啓発や呼びかけ、老人クラブや地域コミュニティーでの講話を実施したほか、高齢者を対象に自転車シミュレーターを活用した自転車走行の疑似体験による交通安全指導を行いました。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正後の実施状況についてでございます。

まず、人事評価制度につきましては、能力評価による人事評価を平成21年度から導入しております。業績評価による人事評価を本年度から実施しており、制度の確立を図ってまいります。それにより能力本位の任用制度の確立、分限事由の明確化など、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ってまいります。

また、等級別基準職務表につきましては、平成28年3月議会におきまして職員の給与に関する条例の一部改正で上程をいたしまして、7級給料表における等級別基準職務表について御議決をいただいております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私からは障害者差別解消法施行後の市としての取り組みの現状と、現時点の課題をどのように把握しているのかというお尋ねでございます。

まず、本市におきます取り組みといたしましては、合理的配慮を行うための施設改修といたしまして、入学予定の児童・生徒に対応するための改修と、それから関係職員に対する研修を行っております。

また、現時点での課題といたしましては、職員対応要領がまだ策定をされていない点、それから紛争防止に対する体制整備がされていない点などが上げられます。

それから、続きまして認知症の患者数についてお尋ねでございます。市内の全ての認知症患

者の方の数の把握は、大変申しわけございませんが、数として集計をするのがなかなか困難でございますのでよろしくお願いをいたします。

**○7番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

順番に追い質させていただきますので、よろしく申し上げます。

道路交通法が変わり、いろいろ自転車にも規制があるようになり、左側通行という形で、いろいろ2回も悪質な運転をすると講習が義務づけられるということでございます。その関係で、いろいろ講習をやってみえると思うんですが、自転車に関する市民、児童・生徒に行っている実施、今後の予定がありましたら御説明をお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

私からは児童・生徒の関係の交通安全講習云々ということでございますけれども、小・中学校の児童・生徒の安全教育の実施につきましては、年間を通しましてあらゆる機会のおきまして、交通安全の指導徹底に努めております。特に小学校におきましては、年度初めの4月、5月ごろに交通安全教室を実施しております。グラウンドや学校周辺道路におきまして自転車の安全な乗り方や安全な歩行の指導などを行っております。そして、中学校におきましても全生徒対象の交通安全教室を開催し、警察の講話等も行っております。

また、学級活動の時間や登下校のときでございますけれども、通学路におきまして随時交通安全指導も行っておるのが現状でございます。今後の実施につきましては、次年度も交通安全教室の実施を予定しております。児童・生徒の交通安全を推進するため適切な交通安全指導を行ってまいりたいと、こう考えております。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

御指導をよろしく申し上げます。

そこで、皆さん御存じかどうかわかりませんが、数年前に関西のほうの神戸地裁で小学生の男の子の自転車がたまたま出会い頭かどうかわかりませんが、女性にぶつかり、そのぶつかった家族の方から損害賠償請求がありました。それで、判例が膨大な判例で、この母親死亡により9,500万円支払えという判例がございました。自転車がある、そういった事故は僕も被害者、こういう交通社会、車社会でございますので、被害者だと思っておったのが多いわけですが、まさかこの子供が加害者になってしまうということが判例でございました。それでほかの判例で、公園で男の子がサッカーボールを蹴ったら、そのボールが道路に飛んで高齢の単車の方のどこに当たったかわかりませんが、そのボールが当たって転んで事故になり、半年後亡くなり、その家族の方が保護者に訴訟を起こしたと。こういういろんな判例がある中、教育委員会としてその判例後、特にこの自転車なんです、この判例後どのように小学校に対応したのか、その辺の対応をしたかどうか、ちょっと御説明をお願いいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

この判決につきましては、教育委員会といたしましても重大な問題と受けとめております。交通事故を起こさないための学校での交通安全教育の実施はもとより、万が一の場合に備えま

して自転車保険に加入する必要性をPRしていきたいと、加入促進を進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

これで神戸地裁で、先ほど言いましたように9,500万損害賠償を払えと。払える方は払えるわけですが、この保護者は破産宣告をし、今どのような状態になっているかわかりません。実際、今、部長の答弁でそのように指導するようなお話がありますが、それでしたら愛西市の今の小・中学生、いろいろ加入状況はどのようになっておるか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

自転車損害賠償保険の加入状況ということでございます。

学校におけます保険等への加入状況につきましては、現在全ての小・中学校におきまして保険の紹介等を年度初めに行っております。方法といたしましては、各学校で年度初めにパンフレットを配付させていただきまして、学校が取りまとめて申し込むものでございまして、その際の加入率でございますが、統計をとっていない学校もありますので、統計をとっている学校につきましては、永和小学校で21.6%、市江小学校で同じく21.6%、佐屋小学校につきましては18.0%、立田南部小学校におきましては17.8%、開治小学校におきましては27.4%、北河田小学校につきましては14.5%、勝幡小学校につきましては5.8%、草平小学校で3.0%、西川端小学校におきましては10.0%、中学校におきましては永和中学校が48.0%、佐屋中学校が33.2%、八開中学校につきましては100%、佐織西中学校におきましては58.0%の加入率となっております。

そして、補償の内容の一例といたしまして、ほとんどの学校で取り扱っています愛知県小中学校PTA連絡協議会の小中学生総合保障制度の内容につきましては、第三者に損害を与えた場合の賠償責任補償、そして本人が思わぬけがをした場合の障害補償、そして扶養者の事故による万が一の場合の育英費用補償等がございます。これに加えまして、他の保険をあっせんしている学校もございますが、また各家庭においても個別に加入している場合もございます。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

統計はとっていないということで、今加入率を聞いて、すごいというのは八開中学校100%、なぜこれ八開中学校が100%で、この例に基づいてほかの中学校も加入をさせないのか。その辺の教育委員会のどういうふうにご指導をしてみえるかちょっとわかりませんが、実際津島警察署管内の交通事故における自転車事故ですね。人身事故、平成25年が総数が2,037、件数が1,579件、平成26年でちょっと減りまして1,504件、平成27年度で1,354件。そういう関係で事故がございます。それで、小学校、中学生もこれあるんですが、実際先ほど言いましたように子供さんたちは被害者になるかなと思ったら、やはりそういう加害者になる例がございます。それで、皆さん車を運転してみえると思うんですが、任意保険だと思えますけど、任意保険に加入を多分皆さんしてみえると思うんですわ。これなぜしておるかということで、一度御説明させていただきます。これ自動車の場合ですが、自動車で交通事故を起こし、万が一相手に重

い後遺症が残ったり死亡させてしまった場合等は億単位の高額の賠償金が課せられてしまう場合がありますと。実際、自転車ですね、やはり交通が便利、車に乗せていただくのもそれぞれですが、やはり中学生ぐらいになると自分たちで自転車で行きます。また、部活動、自分たちで、クラブ単位で行かれる場合もあります。そのときに万が一事故に、加害者になったらどうするんですか。学校が全部補償していただけるんですか。多分これ僕は通告してないのであれなんですけど、ここの対応、市長に申しわけないんですが、安心して愛西市の暮らし、市民の方は暮らせると思っておる。それで、医療の無料化も大切かと思いますが、やはり個々にそういう対策が必要かと思います。

それで、津島警察署のほうで伺いましたら、愛知県交通安全協会、自転車だって加害者にとこのパンフレットがあります。この中に、ちょっと説明させていただきますと、スピードを出して走行中、前方の歩行者に気づかずに追突して傷害を負わせてしまい、6,000万払えと。夜間無灯火運転で速度を上げて運転し、歩行者に正面衝突して死亡させた、これ3,000万。友人と2列に歩道を走行中、立ちどまっていた携帯電話中の歩行者に追突したら55万円。あと、速度を落とさずに片手運転で横断歩道に進入し、横断中の歩行者に追突し負傷させて、結果死亡させた、これは6,800万。愛西市の市内は歩道もあるわけですが、ほとんどそういうところは区分けしていないところがいっぱいあります。そういう関係で、やはり市としてそういうことに対して最低でも義務教育、八開中学校みたいに100%加入を促進するような考えを持っていただきたい。それで、こういうことについて小・中学校に補助金等の対策はちょっとでも考えられないか。100円でも500円でもいいんですけど、実際そういうのを促進してこういうふうに入ってくださいという形で対策ができないか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

保険の補助金とはいうことでございますけれども、児童・生徒それぞれ自転車を利用している人、利用していない人、利用方法などさまざまでございます。また、保険の種類も多種多様でございますして、各個人に合った保険を各家庭において選択をしていただきまして加入していただければと思っております。それで現在のところでございますけれども、補助金対応は難しいと考えております。

#### ○7番（山岡幹雄君）

補助金対象は難しいということですが、実際、今後何らかの対策をしていただくようお願いいたします。

それで、関西のほうでは県条例でいろいろ自転車の安全利用に関する、いろんな県が条例を制定しております。それで、愛知県でも調べましたら知多市が条例を制定いたしました。今年度に条例を制定したんですが、それで実際その条例を市として考えられないか、ちょっとお尋ねしたいんですけど、一応知多市ではやはり関西で事故があつてからこういうふうをやつたと。あと、高校生の自転車が横着に運転されると。やはり市と地元と警察が一体となって高校生の指導に当たり、たまたま市長と警察署の署長と何か機会があつて、じゃあつくろうかということになったそうです。そういうような形で、愛西市もやはりそういう条例の制定の考えはない

かお尋ねいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

自転車の安全利用に関する条例についての制定状況はというお尋ねでございますが、愛西市におきましては平成27年3月に愛西市交通安全条例を制定しております。この条例の第10条に自転車の安全利用に関する条文記載がございますので、御紹介のような知多市のような自転車に特定した新たな条例制定については現在考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○7番（山岡幹雄君）

私もこの愛西市の交通安全条例、27年3月25日に施行され、10条、先ほど言いましたように、自転車の事故防止しか書いてないんです。今回、知多市はいろいろ知多市のこちらに書いてあります自転車の安全利用に関する条例を制定しました。それで、この中の9条に自転車損害保険等の加入、ここにも書いてあるんですが、ここをちょっと大きく見せていただければいいですけど、自転車損害保険等への加入、努力義務ということで書いてあるわけです。9条を読ませていただきますと、自転車利用者等は自転車損害保険等への加入に努めなければならないという条例になっておるわけですね。こちらの愛西市の場合は、事故防止に気をつけてくださいよと。こっちは努力義務で、入ってくださいよと。私どももそうですけど、高齢者、夜でも朝でも散歩してみえます。その方と突然ぶつかってびっくりされたこともあるかわかりませんが、実はその方が倒れてどこか打ちどころが悪くて入院される。それでも補償しないかんわけですね。これは職員さんでもそうですけど、自転車で通勤されてみえる方もあります。いろいろ対応は必要だと思いますので、後でも認知症のこともやるんですが、4人に1人、高齢者は多いわけですね。実際皆さんそういう形で市のほうも条例をいち早く、2番目ぐらいにつくっていただくようによろしくお尋ねいたします。

それで、この関係でちょっと市長にどういう考えを持ってみえるか、回答をよろしくお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

自転車を含めて交通安全につきましては、議員おっしゃられるとおり、昔では自転車が加害者になるということはなかなか考えづらかったわけでございますが、昨今は自転車のほうも加害者になるということで、運転される小・中学生、高校生、そして我々を含めた大人がやっぱり自転車も危険であるという認識を持つことが必要であろうというふうに思っております。当然議員がおっしゃられる保険や、また条例等も必要な部分も十分に理解をしますけれども、あらゆる機会を通じて運転する者が全てそういった理解をして安全運転に努めていただくということが一番重要ではないかというふうに思っておりますので、我々といたしましてはあらゆる機会を通じてそういった啓発活動、ともに考える機会をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

一応高校生以上になれば、中学生もそうかな、安心・安全に運転するというのは心がけると思いますが、やはり中学生の1年、2年、3年、小学生、親から多分言われておると思うんで

すけど、やはり僕らもそうですが小学校ではむちゃくちゃ走っていました。そんなような形で、やはり保護者に安いやつでもいいで入りなさいよという義務化をぜひともよろしく願います。

次に、職員の給料について御説明というか、質問させていただきます。それで、平成27年度に8等級への給料改正を私お願いをして、それで回答が市のほうは、改正が必要でございますので、そのようなことがあったんですけど、いまだに提案がないと。それで、これはちょっと確認なんですけど、来年度、公共施設の料金が上がるから職員の給料は先送りをするといったようなお話がありますが、その辺の御説明をよろしく願います。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

公共施設の使用料金の見直しが原因で8級の給料表の適用を見送ったという事実はございません。現在、8級給料表の適用に関しましては検討をしているところでございます。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

それで、実際今回もそうですが、公共料金の中でちょっと通告させていただいたんですけど、来年度から公共料金が上がると。それで、若干正誤表を見させていただきましたら、ある施設は1時間単位で料金を設定しているところがあるわけです。あるところは午前中、午後、夜。何が言いたいかというと、午前中1時間しか使わないのに午前中全部料金を払わなあかん。それちょっとおかしいんじゃないかなと僕は思うんですけど、その辺のことは市として協議されたかどうか。やはり午前中なら午前中で使えることであれば、あらゆるところがそういうふうな料金体制をすればいいんですけど、あるところは1時間単位、あるところは午前・午後・夜間。これちょっと調整の仕方をどういうふうにしたんですか、その辺の御説明をよろしく願います。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

公共施設の使用時間区分につきましては、施設ごとに条例で定められております。佐屋地区の3つのコミュニティセンターは1時間区分になっておりまして、それ以外の施設は基本的には例えば午前9時から正午ですとか、午後1時から午後5時といったように1こまで区分をしております。

今回、使用料見直しの方針のポイントといたしまして、種類や規模が同じ施設であっても料金がばらばらでしたので、料金を統一するのが大きなポイントでありました。今回の見直しで使用時間帯の区分を変更しなかったのは市民活動への影響が大きいため、使用料見直しによる使用実態を踏まえ、今後の見直しの中で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

見直しもよろしく願います。

それで、今回給料表の関係で1点ちょっとお尋ねしたいのは、愛西市は7等級制で、市の広報に1から7まであって、たしか7は部長で5・6が課長、4が補佐でした。何だいうと5・6課長とあるんですけど、どっちの表で行くかとそれぞれ見せ合っこするわけじゃないもので、

やはり等級別にきちんとやっていただいたほうがいいと思うんですが、現在、愛西市は7の給料表を使っていますが、県下ではどこの自治体があるか、ちょっとお尋ねいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

県内で7級を使用しておりますのは新城市さんと愛西市の2市でございます。

○7番（山岡幹雄君）

市では今御回答ありましたので、東の新城、西の愛西と、これは皆さん御存じのように財源もない市として有名かと思えます。

それで、次にラスパイレス、これ4月の広報に愛西市は90.6。この90.6という数字が全国の自治体平均が98.7。それで、この愛知県下、全国平均は99という数字もあります。それで、愛知県においては最高が102.1の東海市、最低が89.9の東栄町、その次に低いのがうちではなかったかな、90.6。90.5の蟹江があります。ワーストスリーの中に入っています。

それで、市長、先ほど近藤議員の関係で職員と一体となって今後の財政運営についてやると言われ、また市長には申しわけないんですが、新聞報道で県内同規模の市より市長らの給料が低いことも判断の理由とした。判断というのは市長の給与の報酬、これを0.8%上げると。それで12市で、12市というのはどこの市かわかりませんが、4番目に低い。条例案が可決されれば5番目になると。市はラスパイレスがワーストスリー、ドベから3番です。やはりそういうような関係で、職員と一体になって財政運営に当たっていくということであれば、そういうことも含めてやっていただきたいんですけど、このような市のラスパイレスの指数の現状と、今後どのようにされるか、市の御答弁をお願いいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

ラスパイレスの指数に関してでございますが、先ほど議員言われますように、平成27年4月1日でございますが、90.6ということで県内市の中では低位に位置をしております。平成28年4月1日現在におけます数値につきましては、現在国において取りまとめ中ではございますが、試算で見ますと2ポイントほど上昇するのではないかというふうに見込んでおります。今後の数値の動向を注視してまいりたいというふう考えております。

○7番（山岡幹雄君）

それで市長にお尋ねですが、一応上程されるというような部長さんの答弁もございましたが、いつごろ見込まれるか。数年後でも結構です。そういう意思があるなら意思があるで結構ですので、その辺の御答弁をお願いいたします。

○市長（日永貴章君）

当然市職員の給料表につきましては、以前からお話しさせていただいておりますけれども、当然準備ができ次第上程するふうに思っていますし、私どもといたしましても以前からやらないとは言っていないので、影響額等しっかり皆さん方にお示ししつつ、準備ができ次第皆様方にお示しをしていきたいというふう考えております。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

実際すぱっと回答が出るかなと思ったんですけど、来年市長選もありますし、実際市民の感

情論もあるかわかりませんが、先ほど何遍でも言うように職員と一体となってやられるということですので、来年度ぐらいまで、要するに3月までにはやるとか、その辺にやれば市の職員もそれに向けて一生懸命多分仕事をされると思います。

次に、障害者対策について数点お伺いします。

今回、この法律、解消法というふうに説明させていただきます。第5条に定める施設の改善及び設備の整備、また関係職員に対する研修をどのように行ったか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

障害者差別解消法第5条に定める施設の改善及び設備の整備といたしましては、合理的配慮を行うための施設の改修といたしまして、入学予定の児童・生徒に対応するため平成26年度に永和小学校のトイレ改修工事で便器の洋式化と1階から3階までの多目的トイレの設置を行いました。また、平成28年度に市江小学校のトイレ改修工事で、同じく便器の洋式化と車椅子の対応トイレの設置を行いました。

また、このほか児童館におきましては、平成26年度に立田南部子育て支援センター、そして平成28年度に永和児童館のトイレ改修を行いました。

また、関係職員に対する研修といたしましては、本年12月2日、文化会館におきまして障害者差別解消法を理解するために金城学院大学の教授をお招きし、市民と職員を対象に研修会を行ったところでございます。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

それぞれ御努力御苦労さまでございます。それで、職員もこういう法律ができて認識が改めて変わるかと思いますが、それで解消法の10条では地方公共団体等に対応要領を策定する努力義務として法律にあるわけでございますが、市はどのように対応されたか御説明をお願いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

第10条に定めます地方公共団体等の職員対応要領の策定につきましては、努力義務とはなっておりますけれども、現在策定には至っておりません。が、職員が適切に対応するためには必要なものと考えておりまして、今後作成をしていく予定でございます。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

先ほどの給料と一緒にいつ作成されるか、給料が上がるかという上程もそうですけど、断定的にいつまでにと行ってまうと一番いいんですが、それはなかなか難しいと思います。

それで、この解消法の14条に定める障害を理由とする差別に関する相談及び紛争防止に対する、いろいろ問題が出てくるとは思いますが、その整備はどのように行うのか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

お答えの前に、先ほどの御回答で計画作成でございます。これは年度内には行いたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、第14条に定めます紛争防止に対する体制整備につきまして、これは愛知県が障害

者差別解消推進条例を設置しております。その中で相談及び紛争の防止等のための体制の整備への取り組みをうたっております。したがって、県と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

以前、いろんな障害者団体が地方で施設を開設しようとする、やはり地元の反対に遭い、いろいろ施工が難しくなった実例が多々あります。それで、そこにはやはり施工側の責任者と地域の方が猛反対を得て、用地は買ったんだけどそこに開発はできず、計画を断念した団体がいっぱいあります。このような紛争をやはり自治体が仲介に入ってやっていけるようなことを聞いておりますので、ぜひともそういう問題がありましたら仲介じゃないですが、御努力をよろしくお願いいたします。

それで、今回の解消法の15条に啓発運動を行うようにということになっておりますが、市はどのように啓発を行ったか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

啓発活動につきましては、本年8月号の広報におきまして、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供といった障害者差別解消法に関する記事を掲載させていただいております。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

次に、今回の支援協議会、先ほど部長が今年度中にはつくられるということでございますので、よろしくお願いいたします。啓発のほうもいろいろやってみえるみたいで、やはり毎年1度か2度は今回こういう解消法が出たということで、やはり市民の理解がなかなか現在もされない市民の方もお見えになりますので、何回と啓発をよろしくお願いいたします。

それで、1点、障害者施設の指定管理に市はどのように考えているか、ちょっと具体的に説明をお願いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

障害者施設の指定管理につきましては、障害者総合支援法に基づく法定給付費等の利用料収入により、独立採算的に事業を実施できる施設、また民間と競合している施設につきましては、市が設置することに積極的な理由が乏しいというふうに思われますので、現在の指定管理者制度とあわせて民間移管方式による民営化を一つの選択肢として検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

以前、広報委員の高松委員長と立田第2社会福祉会館のほうにあいさいわかばのほうの掲載をするために取材に行っておって、休憩するところにおると、指定管理しておって公共になった。公共から指定管理、また公共になったという形で、職員も苦慮してみえるかどうかわかりませんが、そういう現在ということでございまして、実際隣の津島のほうへお聞きしましたら、同じように指定管理をやってみると。その地区によって、自治体によって変わってくるんですが、ちょっとお尋ねしたいのはあいさいわかばはこれからずっと公共でいくのか、また指定管

理の導入するのか、その辺のお考えをお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

立田第2社会福祉会館の指定管理の関係でございます。この会館の中であいさいわかばを開催しておりますわけですが、平成21年度から平成25年度までは指定管理者制度をとっております。しかし、立田第2社会福祉会館ではあいさいわかばを開催しております、すなわち市の職員がおるといってございまして、その市の職員がいる建物を指定管理するのはそぐわないという判断のもとに指定管理を外した経緯がございます。

障害児の発達支援事業でございますが、あいさいわかばにつきましては、いわゆる心身の発達におくれのある障害児、あるいは親に対して、日常生活における基礎動作や集団生活適応への訓練等を通じて、障害児の健全な発達を助長することを目的としております。したがって、わかばでの訓練後、保育園、幼稚園等で集団生活をするためには連携を図りながら移行し、その後も継続的なフォローが必要となりますので、現在の市の直営という形が適切であると考えております。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

適切であれば、それなりに直営でやっていただければいいんですが、市のほうに協力を願って、手帳がゼロ歳から4歳児、これ平成24年が8件ですか。5歳から9歳までが37。これずっと来まして、年々ふえていっておるんですね。平成28年度、手帳所持数がゼロ歳から4歳までが14。これは手帳を受け取る方です。それで、5歳から9歳までが42人の方が手帳をとられたと。それで、手帳を拒否される保護者の方も見えるわけです。実際こういう施設を利用するというのは、そういう手帳を受理しないとなかなか補助等もいただけませんので、その辺市のほうの方針として公共でやるということであれば、徹底的にやっていただく。あるときだったら指定管理するとか、その辺を中途半端はやめていただきたい。今まで公共でやっていたやつを指定管理して、じゃあ今回また公共、じゃあ今度どうするんですか。それじゃあ今の話で公共へ行きますか。この辺は職員も困るわけですね。その辺を徹底してやっていただきたい。

それで、市第4期愛西市障害者福祉計画に地域生活支援事業、これ国が2分の1、県が4分の1、愛西市が4分の1という地域支援事業が定められております。市のほうの現状はどのようになっているか、ちょっと御説明をお願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

地域生活支援事業のサービスにつきましては、市や県が地域の実情に合わせて独自に行うサービスでございまして、障害者の地域における生活を支えるさまざまなサービスを行っております。

その内訳でございますが、まず相談を支援するサービスの相談支援事業、そして外出を支援するサービスの移動支援事業、そして自立した生活を支援するサービスの日常生活用具の給付、そして住まいの場を支援するサービスの福祉ホーム事業、そして財産管理などを支援するサービスの成年後見制度利用支援事業、そして地域活動を支援するサービスの地域活動支援センター事業というものを行っておる現状でございます。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

それで、ちょっと申しわけないんですが、知的障害者、精神障害者の保護者の方から、この事業とは別で親亡き後はどうなるんですかというお尋ねがあって、いろいろこういう事業もあるんですが、実際その件数が何件あったのか、ちょっとその辺御説明お願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

親亡き後の障害者の権利を守るためにございます成年後見制度につきましては、その福祉を図るために特に必要があると認めるときに市長が申立人となって利用していただく方というのがふえてきております。件数につきましては、26年度に1件、27年度3件、28年度途中でございますが2件という状況でございます。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

それで、先ほど地域生活支援事業にこの親亡き後の関係もあるんですが、成年後見人制度の事業に関する掲載をしておると思うんですが、その事業内容なり、いろいろ市民の方に周知しておりますが、どのように周知されたか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

成年後見制度に係る記事でございますが、平成28年1月号の広報と市のホームページにおきまして、助成の内容についての制度の周知について掲載をさせていただきました。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

それで、愛西市の成年後見制度について、まずホームページにあるということで、成年後見人利用支援事業ということで金額が書いてあるだけなんですわ。入所者月額1万8,000円、在宅者月額2万8,000円、これですと何が何だかわかりません。あと、広報でも成年後見制度、最近の動きと後見人制度支援信託を中心ということで、障害者を持つ保護者にしてみれば広報で見たとしても何が何だかわからんということで、4件ほどの相談があったわけですが、実際こちらの知多市の地域成年後見人センター、これは知多地域、知多半島で5市5町が全体でこういう障害者なり高齢者の方を対象に後見人制度の相談窓口を利用してくださいと。認知症や知的障害、精神障害のため判断能力が十分できないため、悪徳商法の被害を受けたときとか、物忘れがあり、財産管理がうまくできない、福祉サービスの契約が難しそうだ、そんなような人を守るために後見人制度がありますというただし書きがあるわけなんですわ。実際もう1つのホームページを見ると、高齢者が悪質商法の被害に遭ってしまった、本人の障害によって公共料金などの支払いがとどまり生活に支障が生じた、本人の障害によって望まない契約を行ってしまった、これらの方々を守るために後見人制度があるわけです。実際最近の動きとか、料金を書いてあっても、これをどうやって理解すればいいんですか。実際そういうものについて、もうちょっと市民にわかりやすい啓発をお願いします。そういうことを聞いて、市長はどのように思われるか、お答えをお願いします。

○市長（日永貴章君）

当然議員がおっしゃられるとおり、広報等につきましては見る方がどのように感じるかということを読み取って啓発していかなければ意味がないというふうに思っておりますので、今御

指摘がありましたので、改めて読まれる方々に見やすい周知の方法をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

**○7番（山岡幹雄君）**

ぜひとも、やはり発信者においては、これが適量という形でやってみえると思います。やはり読まれる方については、私もごく最近まで成年後見人制度という、その名前すらわかりません。実際それが先ほど説明しましたように、高齢者が悪徳商法とか、障害者が間違っって公共料金などを支払ったり、いろんな形でやはり親亡き後のことも考えていただいて、今からでも遅くないものですから、即それに取り組んでいただくようよろしくお願いし、また障害者、やはり保護者の方も私何件か相談を受けます。こういう制度があるで、実際役所のほうに行って相談を受けていただいて、グループホームなりいろいろあると思うんですが、本人の身になって相談を受けてやってください。

次に、認知症の方が何人おるかかわらんということでございますが、実際認知症サポート登録及びサポーターということで登録制度になっております。愛西市においては、登録者数は何人お見えになるんですか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

市内におけます認知症サポーターとして登録をしていただいております方々につきましては、27年度末で1,314名でございます。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

1,314人の方が登録して、認知症の方のサポーターをしていただく。市の職員も何人かやってみえると思うんですが、できれば全員の方がサポーターになっていただいて、やはり高齢者社会になってきますので、ぜひともなっていただくようお願いしたいんですが、市としてサポーターをふやす計画、どのように持ってみえるか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

現在、愛西市では年1回市が主催をいたします認知症サポーター養成講座というものを開催しております。また、これに加えて、地域の住民の方々、いろんな団体の方々、あるいは事業所等、介護の事業所ばかりではございません。他の事業所の要請があれば、その都度開催をしておる状況でございます。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

最近ニュース等で高齢者のいろんな事故がニュースになります。それで、認知症対策について市の取り組みをどのように行っているか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

認知症の啓発の事業ということでございます。先ほども申しました講演会、あるいは認知症サポーター養成講座を初めといたしまして、また27年10月からは認知症の初期集中支援チームというのを設けまして、住みなれた地域でいつまでもよい環境で生活をしていただけるように、御家族等からの相談を七宝病院の中に設置をいたしました支援チームによって、そういう御相談を受けるという事業を始めておるところでございます。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

長々ありがとうございました。

それで提案なんです、高齢者が愛西市にもたくさんお見えになります。私もだんだん高齢者になっていくんですが、やはりこの間も八十五、六の人が俺は運転できるというふうで取材に応じて、車に座ったらシートベルトの締め方もわからない、走っておったら右も左も真っ直ぐ行っておることがわからない。提案なんです、小・中学生の通学時間には高齢者の方は運転を控えてくださいとか、やはり悲惨な事故がないようにやっていただきたいんですけど、最後の市長の答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（日永貴章君）

山岡議員の御提案は効果があるかもしれませんが、やはり運転される本人の方が理解をしていただかなければなかなか難しいかなというふうに思っております。御提案の一つとして、今後そういった悲惨な交通事故が起こらない啓発活動の取り組みとして研究をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○7番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

7番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とすることに決しました。

なお、7日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後2時46分 散会

